高知県耐震改修促進計画
（第３期計画）

令和８年４月

高知県

用語の定義

本計画における用語の定義は、下表のとおりとする。特に定めのない場合は、耐震改修促進法、同法関係政省令及び関連告示の用語の例による。

耐震改修促進法	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第 123 号）
所管行政庁	建築主事を置く市町村の区域においては当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については知事をいう。高知県では、高知県知事と高知市長で、耐震改修促進法に基づき特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、指導・助言・指示等を行うことができる。
旧耐震基準	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物に適用されていた耐震基準
新耐震基準	昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した建築物に適用される耐震基準
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（耐震関係規定）に適合しない建築物で、同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているもの
耐震不明建築物	耐震改修促進法施行令第 3 条に規定する地震に対する安全性が明らかでない旧耐震基準の建築物
住宅	建て方（一戸建・長屋建・共同住宅）、種類（専用・併用など）、利用関係（持家・貸家・分譲住宅など）を問わず、住宅全般
多数の者が利用する建築物	耐震改修促進法第 14 条第 1 号に掲げる学校、体育館、病院、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもので、特定既存耐震不適格建築物（旧耐震基準）及び新耐震基準の建築物　（別添資料１①）
耐震診断義務付け対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物
要緊急安全確認大規模建築物	耐震改修促進法附則第３条に規定されている不特定多数の者等が利用する大規模建築物。（耐震不明建築物に限る。）（別添資料１②）
要安全確認計画記載建築物	耐震改修促進法第７条に規定する要安全確認計画記載建築物
防災拠点建築物	耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、県が耐震改修促進計画で指定する、地震時における応急対策活動の拠点となる建築物や避難所となる施設等（耐震不明建築物に限る。）
沿道建築物	耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号又は第 6 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、地震発災後においても通行を確保する必要があるとして県又は市町村が耐震改修促進計画で指定する防災拠点間輸送等の道路（以下「沿道建築物指定道路」という。）にその敷地が接する一定高さを超える耐震不明建築物

目次

第1章　計画の背景と目的---------- 1

1.1　計画の背景.....1

（1）　はじめに.....1

（2）　第3期計画策定までの経緯.....1

（3）　想定される地震.....3

（4）　建築物及び人的被害の想定.....5

1.2　計画の目的.....6

1.3　計画の位置づけ.....6

1.4　計画の期間.....7

1.5　目標を設定する建築物.....7

第2章　耐震化の現状と目標---------- 9

2.1　第２期計画に基づく取組と耐震化の現状.....9

（1）　住宅.....10

（2）　耐震診断義務付け対象建築物.....12

（3）　多数の者が利用する建築物.....14

2.2　見えてきた課題とこれまでの地震からの教訓.....16

（1）　見えてきた課題.....16

（2）　これまでの地震からの教訓.....17

2.3　耐震化の目標.....19

（1）　住宅.....19

（2）　耐震診断義務付け対象建築物.....20

第3章　耐震化促進のための施策――――――――――――――――――――――――――――――――― 21

3.1　県、市町村、事業者等の役割分担の考え方 21

3.2　取組方針 22

3.3　需要の掘り起こし 24

（1）　支援制度の継続、見直し及び拡充 24

（2）　情報提供の充実 25

（3）　普及啓発と実態把握 25

（4）　相談窓口 26

（5）　自主防災組織等との連携 26

3.4　供給能力の強化 27

（1）　事業者の登録・育成 27

（2）　技術的支援体制の整備 28

（3）　建築物所有者の負担が少ない工法等の普及促進 28

3.5　建築物の総合的な安全対策 29

（1）　ブロック塀の倒壊防止対策 29

（2）　窓ガラス、外壁タイルや屋外広告物等の落下防止対策 29

（3）　大規模空間を持つ建築物における天井崩落対策 30

（4）　地震時におけるエレベーターの閉じ込め等防止対策 30

（5）　給湯器の転倒防止対策 30

（6）　家具の転倒防止対策 30

（7）　通電火災の防止対策 31

（8）　がけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策 31

（9）　瓦屋根の耐震・耐風対策 31

（10）　その他の地震からのリスクを軽減するための方策 31

第4章　留意事項---------- 32

4.1　耐震改修促進法による指導等の実施.....32

4.2　他の所管行政庁との連携.....32

4.3　市町村耐震改修促進計画策定に当たっての留意点.....32

4.4　高知県既存建築物耐震対策推進協議会.....34

4.5　その他.....34

（1）　地震保険の加入促進.....34

（2）　被災建築物応急危険度判定等の実施等.....35

（3）　別途定める事項.....35

別添資料 ----------36

別添資料1　多数の者が利用する建築物・要緊急安全確認大規模建築物の規模要件37

別添資料2　耐震診断・改修の促進を図るための県支援策（R8年4月時点）.....39

別添資料3　公開されている耐震改修促進計画関連ホームページ（R8年4月時点）.....43

別添資料4　協議会組織概要.....44

別表1　防災拠点建築物指定一覧表

別表2　沿道建築物　指定道路一覧表

別図　　沿道建築物指定位置図

第１章　計画の背景と目的

1.1　計画の背景

（１）　はじめに

住宅をはじめとする建築物の耐震化は、様々な地震対策の入り口となる最も重要な取り組みである。建築物の耐震化が十分に行われなければ、倒壊により多くの命が失われるだけでなく、地震火災の発生や拡大、津波からの逃げ遅れ、道路閉塞による避難や救助活動の妨げにつながる。さらに、住宅を失った被災者のための避難所の確保、応急仮設住宅の供給等が必要になる。

一方、本県に甚大な被害をもたらすと考えられる南海トラフ地震は、おおむね 90 から 150 年の周期で発生しており、また震源を同じくする昭和東南海・南海地震発生から既に約 80 年経過していることから、発生の切迫性が指摘されている。

これらのことから、死者数を限りなくゼロとするためには、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。

（２）　第３期計画策定までの経緯

平成7年1月 17 日に発生した阪神・淡路大震災により 6,400 人を超える尊い命が失われた。この大部分は、建築物の倒壊によるものである。

同震災による建築物の被害状況についての多くの調査・分析によると、昭和 56 年 5 月以前に着工された建築物の被害が甚大であることが明らかとなった。

このため、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進することを目的として、平成 7 年 10 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が施行され、多数の者が利用する建築物（特定建築物）の所有者に耐震診断・耐震改修の努力義務が課されることとなった。

併せて、平成7年度以降、住宅・建築物の耐震化に係る国の補助制度が順次創設・拡充され、これを受けて、本県においても平成 15 年度に住宅の耐震診断、平成 17 年度に住宅の耐震改修の補助を開始した。

新潟県中越地震（平成 16 年 10 月）、福岡県西方地震（平成 17 年3月）などを受けて、地震による死者数を半減させること等を目的に、建築物の耐震化をより一層促進する必要性から、平成 17 年 11 月に耐震改修促進法が改正され、翌年 1 月に施行された。この改正により、特定建築物の対象が拡大されるとともに、計画的な耐震化の推進に向けて、国は基本方針を、地方自治体は耐震改修促進計画を策定することとなり、国の基本方針においては、住宅及び

特定建築物に係る具体的な耐震化の目標が定められた。

それに伴い、本県においても、平成 19 年3月に住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化目標を設定した「高知県耐震改修促進計画」（第 1 期計画）を策定し、耐震化の啓発、補助等の支援制度の創設、事業者の育成等の取組を進めてきた。

その後の東日本大震災（平成 23 年3月）では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により一度の災害で戦後最大の人命が失われ、熊本地震（平成 28 年4月）では、震度7の後、再び同規模の地震が発生し、被害が拡大した。

一方で、建築物の耐震化が全国的に当初の目標を達成していないことから、平成 25 年5月に耐震改修促進法が改正され、同年 11 月に施行された。この改正により、大規模建築物等の所有者に耐震診断を義務付けるとともに、全ての既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震化の努力義務を課すなど、耐震化の更なる取り組みが強化されたところである。

これを受けて、県では計画を見直し、診断義務付けとなる要安全確認計画記載建築物を追加した第2期計画（平成 29 年 12 月）を策定した。

その後も大規模な地震が繰り返し発生しており、大阪府北部を震源とする地震（平成 30 年6月）においてはブロック塀に被害が発生し、さらには能登半島地震（令和6年1月）では、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じている。

また、第1次国土強靱化実施中期計画の策定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の見直しに向けた検討が行われており、こうした防災対策の進捗状況や検討内容を踏まえ、令和7年7月に国の基本方針が改正されている。

さらに、本県では耐震性不足の解消が十分でない状況が続いており、依然としてこれらの課題に対処する必要性は高い。このような状況を受け、地域の耐震化をより一層推進し、今後の大規模地震に対する備えを強化するため、第3期計画を策定することとする。

（３） 想定される地震

南海トラフを震源とする南海地震は、これまでおおむね 90 年から 150 年ごとに発生し、本県は繰り返し大きな被害を受けてきた。また、過去には何度も東海、東南海、南海の3つの地震が連動して発生しており、そのたびに西日本の太平洋側は大きな被害を受けている。

昭和 21 年に発生した昭和東南海・南海地震地震から約 80 年が経過しており、また南海トラフ地震はおおむね 90 年から 150 年周期で発生していることから、現在、切迫度は日増しに高まっている。

このように周期的に発生し、切迫度が高まってきている南海トラフ地震だが、過去に発生した地震の規模や発生場所は様々であり、次に起きる地震の規模等を特定することは困難である。

このため、本県では様々な南海トラフ地震対策を展開するにあたり、規模の異なる以下の2つの地震・津波を想定しているが（図表１－１）、本計画では、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波（L2）への対策を中心に取り組むこととする。

- ○ 発生頻度の高い一定程度の地震・津波（L1）
- ○ 発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波（L2）

図表１－１　　震度分布図、地震継続時間分布図（ともに最大クラス（L2）重ね合わせ）

（令和７年 10 月 29 日公表）

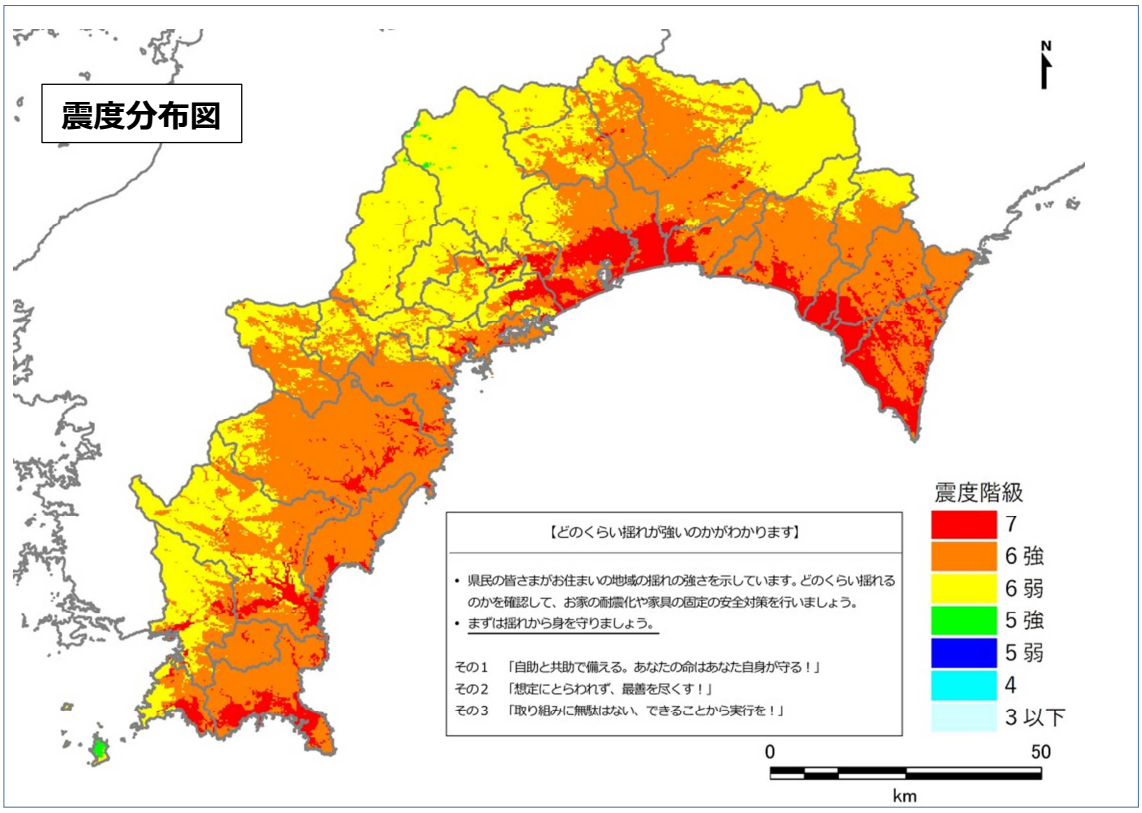

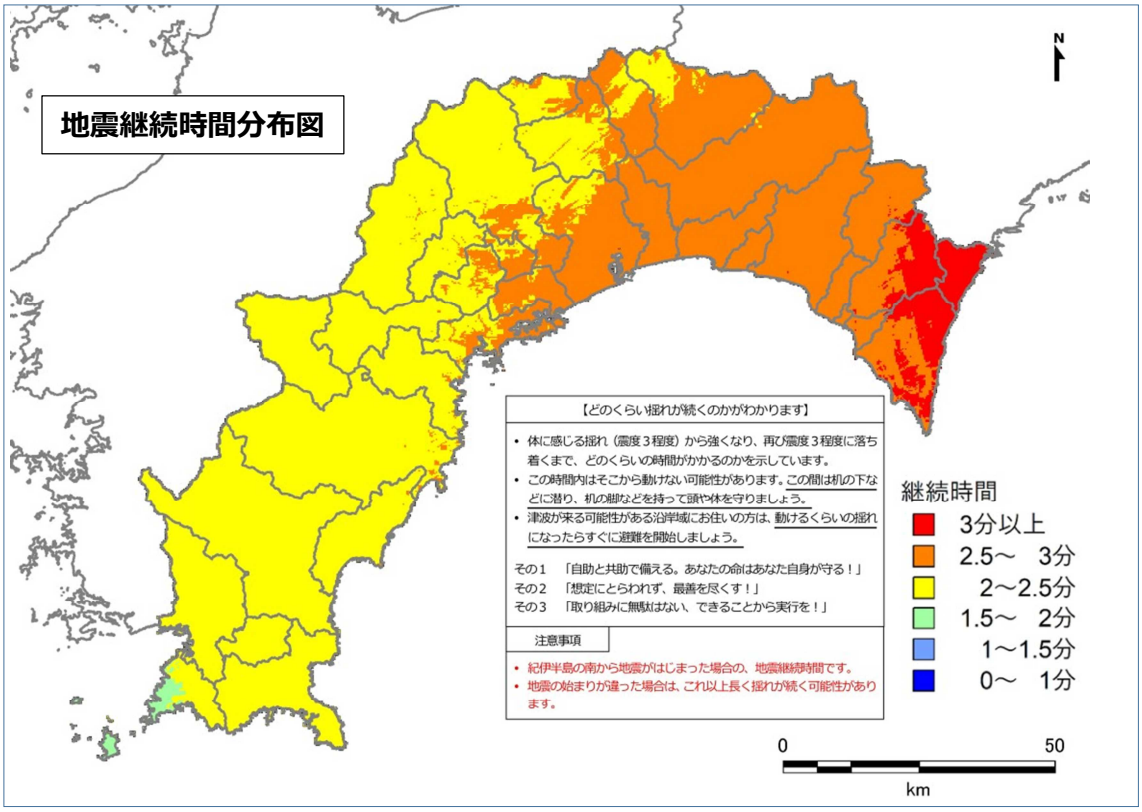

（４） 建築物及び人的被害の想定

県は、南海トラフ地震（L2）が発生すると、揺れにより倒壊・全壊する建築物8万棟、死者約4万2千人、負傷者約3万6千人、被災者約 45 万人、直接被害額約9兆円という、甚大な被害が発生するが、建築物の耐震化が進むことによって、これらの被害を大幅に減らすことができると想定している。（図表1－2）

図表1－2　被害想定

項目	被害想定　Ｌ１	被害想定　Ｌ２	建築物の耐震対策後の被害想定（Ｌ２）
建築物被害全数	38,000 棟	159,000 棟	
揺れによる被害	**15,000 棟**	**80,000 棟**	**9,400 棟**
人的被害　全死者数	11,000 人	42,000 人	
建築物倒壊による死者数	**940 人**	**5,200 人**	**510 人**
人的被害　全負傷者数	14,000 人	36,000 人	
建築物倒壊による負傷者数	**12,000 人**	**33,000 人**	**6,500 人**
避難者数（発生１日後）	191,000 人	451,000 人	294,000 人

（注）被害想定数は「高知県版南海トラフ巨大地震による被害想定の概要（平成25年5月15日）」から被害が最大となるケースを抜粋。

1.2 計画の目的

本計画は、南海トラフ地震などの大地震による死者を限りなくゼロにするため、旧耐震基準で建築された建築物（以下、「旧耐震建築物」という。）を中心に公共施設を含む全ての建築物において、地震（L2）に対する安全性の向上及び発災直後の防災拠点等の機能維持の向上を計画的に促進し、倒壊等による被害を軽減することによって県民の生命及び財産を保護することを目的とする。

1.3 計画の位置づけ

本計画は、「高知県強靭化計画」（令和2年6月改定）、「高知県地域防災計画（震災対策編）」（令和7年2月改定）及びそれらの基本的な考え方を実現するための実行計画となっている「高知県南海トラフ地震対策行動計画」（令和7年3月策定（第6期））の関連計画として、耐震改修促進法第5条第1項の規定に基づき、国が示した基本方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）改正を踏まえ、県内の既存建築物の耐震診断・耐震改修等に関する施策の方向性を示す計画として策定するものである。（図表1－3）

図表1－3　　高知県耐震改修促進計画（第3期計画）の位置付け

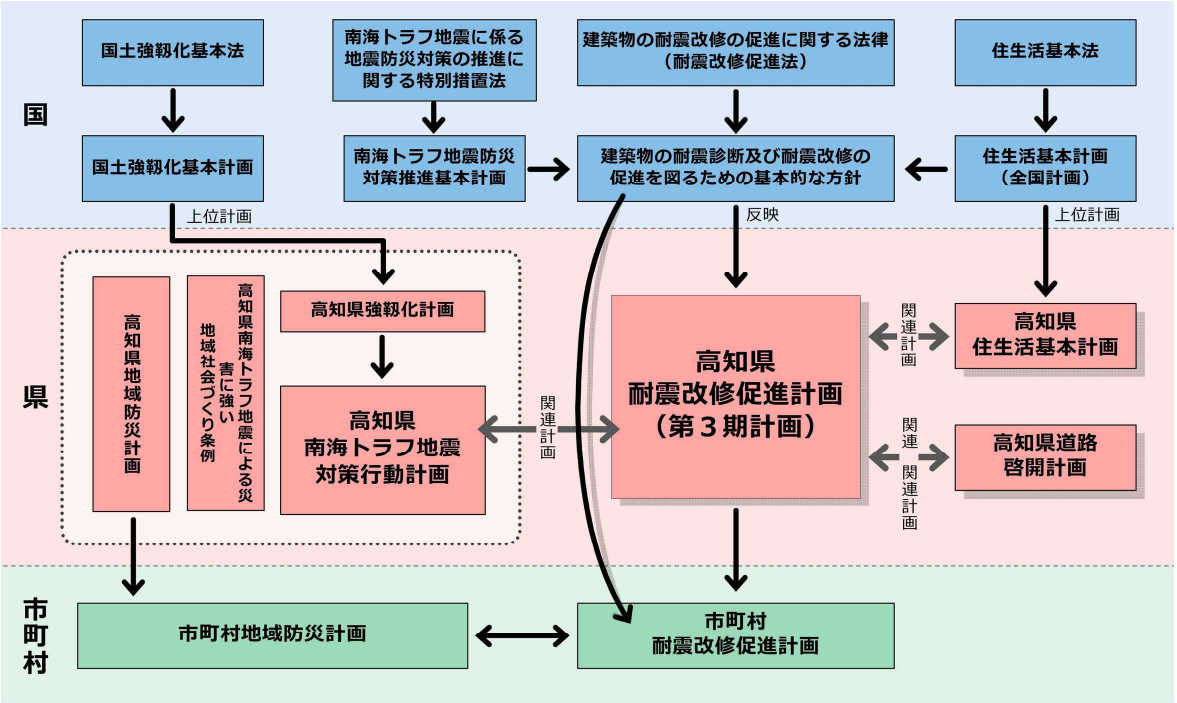

1.4 計画の期間

令和8年度から令和 17 年度までの 10 年間を第3期計画の計画期間とする。なお、目標値については令和 12 年度を目途に中間検証を行うとともに、耐震化の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、計画の見直しを行うものとする。

1.5 目標を設定する建築物

本計画において目標設定の対象とする建築物は、国が示した基本方針において耐震診断及び耐震改修の目標が設定されているもののうち、耐震性不足が解消されていない下記の建築物とする。

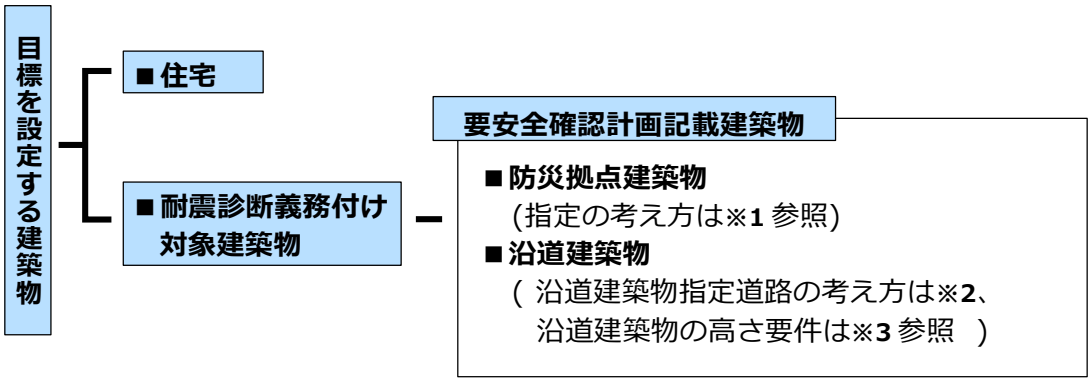

※1 防災拠点建築物の指定の考え方

地域防災計画等に位置付けられた以下の防災拠点で、所有者の意見聴取等条件の整ったものから防災拠点建築物の指定を行うこととする。

① 高知県道路啓開計画の広域の防災拠点
② 市町村災害対策本部庁舎
③ 県の所管部局が早急に耐震化の必要があるとした建築物
④ 市町村が計画記載を要望する建築物

※2 沿道建築物指定道路の指定の考え方

沿道建築物指定道路は、地震発生時に、広域的な避難や支援物資の輸送のための道路を確保することを目的とし、高知県道路啓開計画のルート等を踏まえ、以下のうち必要な道路を指定することとする。

① 広域の防災拠点とインターチェンジを結ぶ道路
② 県外からの救援ルートとなる国道
③ 総合防災拠点と地域の防災拠点のうち市町村の災害対策本部を結ぶ道路

ただし、以下に示すケースなどにより指定する道路が確定しない場合は、確定してから

指定することとする。

- 報告期限までに、接続する防災拠点の移転設計等に着手する場合
- 報告期限までに、バイパスが開通すると見込まれる場合
- 防災拠点が長期浸水エリア内にあるなど、国道と防災拠点を結ぶルートを特定できない場合
- 報告期限までに、沿道建築物の除却が見込まれる道路拡幅工事等の着手が予定されている場合

また、高速自動車国道、高速自動車国道に並行する自動車専用道路（須崎道路、窪川佐賀道路、中村宿毛道路など）、一般国道の自動車専用道路、地域高規格道路は、原則として指定しないこととする。

さらに、当該道路に高速自動車国道、高速自動車国道に並行する自動車専用道路、一般国道の自動車専用道路、地域高規格道路が並走しており、当該道路の部分の代替機能を果たす場合は、原則として当該道路の部分は指定しないこととする。

高知県道路啓開計画（Ver.3.2）

南海トラフ地震発生直後には、揺れや津波により、各地で道路の寸断や情報の錯綜・断絶が発生し、負傷者の救助、救出や支援物資の輸送等に大きな支障が出るものと想定される。高知県道路啓開計画は、事前に、優先して啓開すべき防災拠点と防災拠点に至るルート、啓開作業を行う建設業者や手順などを定め、これを関係機関が認識、共有することにより、地震発生後における早期の道路啓開を目指すものである。

高知県道路啓開計画は、市町村と県（南海トラフ地震対策推進地域本部）が連携して選定した「地域の防災拠点」1，253 箇所と、県（危機管理・防災課、医療対策課）が選定した「広域の防災拠点」 40 箇所の計 1,293 箇所について、啓開ルートや啓開日数、啓開作業の手順書、啓開作業にあたる建設業者の割付けなどを定めたものである。

※3　沿道建築物の高さ要件のイメージ

建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から沿道建築物指定道路の境界線までの水平距離に、次の①、②に掲げる前面道路の幅員に応じ、以下の定める距離を加えたものを超えるもの。

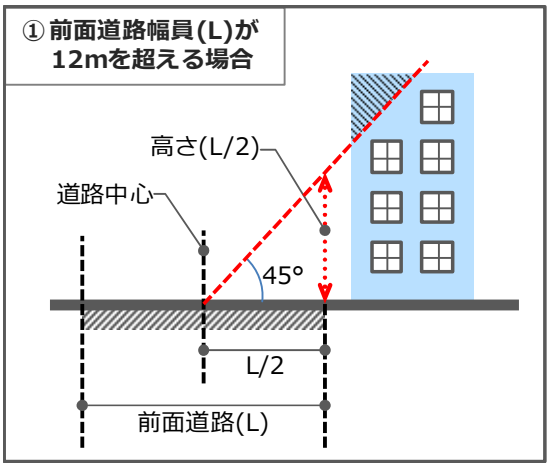

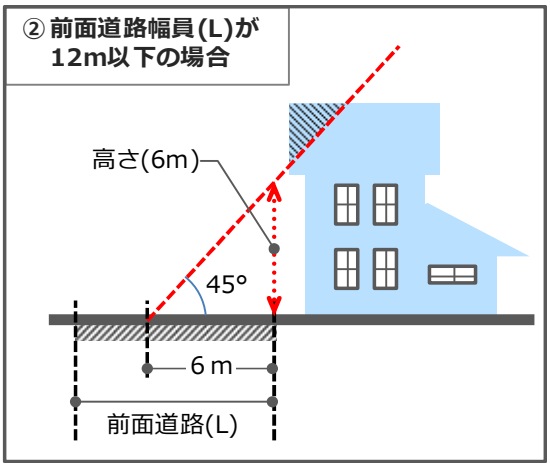

第２章　耐震化の現状と目標

2.1　第２期計画に基づく取組と耐震化の現状

県は、第2期計画においては、令和7年度末までの目標として、

- ○ 住宅　耐震化率 93%
- ○ 耐震診断義務付け対象建築物　　耐震化を概成
- ○ 多数の者が利用する建築物　　耐震化率 97%

と定め、図表2－1に掲げる方針に基づき建築物の所有者に対する耐震化に関する相談体制の整備、啓発、財政的支援等、様々な取組を行ってきた。

図表2－1　　第2期計画の主な取組

対象建築物	取組方針	取組内容
共通	・啓発の推進	・地震防災マップの作成等の危険性周知
住宅	・補助等支援制度の継続・推進 ・啓発の推進 ・事業者の育成	・住宅耐震相談窓口の設置 ・診断・設計・改修への支援 ・診断無料化、設計・改修への上乗せ補助の実施に向けての市町村への働きかけ ・戸別訪問の実施等住宅の実態把握に向けての市町村への働きかけ ・補助事業における一般診断の省略、代理受領の導入、段階的耐震改修への補助制度の導入等所有者負担軽減に向けての市町村への働きかけ ・啓発チラシの作成と市町村・事業者等への提供 ・新聞・テレビ CM、防災イベント等による耐震化の啓発、補助制度の周知 ・耐震診断士、事業者の登録 ・低コスト工法講習会の開催等を通じた事業者の育成
耐震診断義務付け対象建築物	・要安全確認計画記載建築物の指定 ・補助等支援制度の継続・推進	・沿道建築物所有者に対する耐震化の啓発、個別訪問 ・要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物）の耐震診断結果の公表 ・診断・設計・改修への支援
多数の者が利用する建築物	・耐震化の啓発	・耐震化の啓発と進捗状況の把握

第2期計画では令和7年度末時点での耐震化の目標を住宅 93%、多数の者が利用する建築物 97%としていたが、令和6年度末時点で、住宅は約 89%、多数の者が利用する建築物は約 91.1%と推計され、ともに目標に達成していない。(図表2－2)

目標を設定した建築物の具体的な取組及び現状は、次のとおりである。

図表2－2　　耐震化の現状

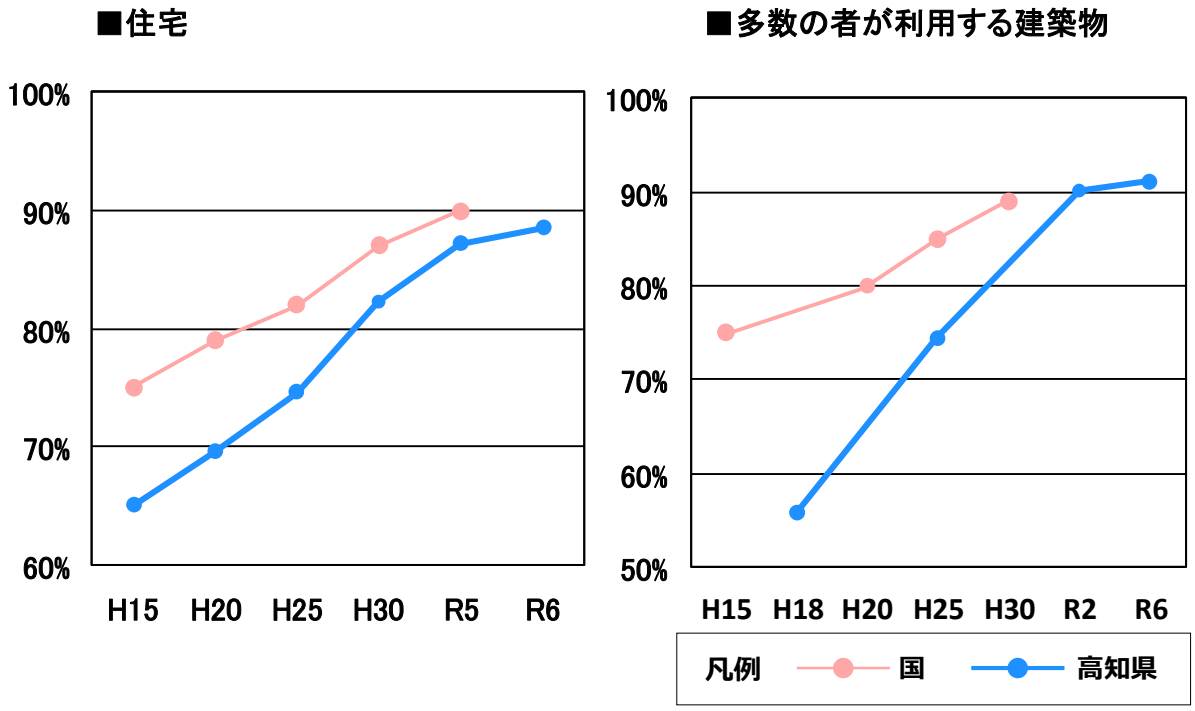

（１）　住宅

図表2－1の取組により令和6年度末までに 17,808 棟(18,147 戸)の住宅の耐震改修を支援(図表2－3)した。

令和5年の住宅・土地統計調査によると、高知県内の住宅総数は約 30.7 万戸と推計される。このうち、新耐震基準で建設された住宅が約 22 万戸あり、旧耐震基準で建設された約 8.7 万戸のうち、国の推計方法に準じて推計を行うと、補助による実績を含め、約 4.7 万戸は耐震性を有しているものと考えられることから、令和6年度末の耐震化率は約 89%であると推計している。(図表2－4)

図表２－３　　住宅耐震化に係る補助の実績棟数（R6年度末）

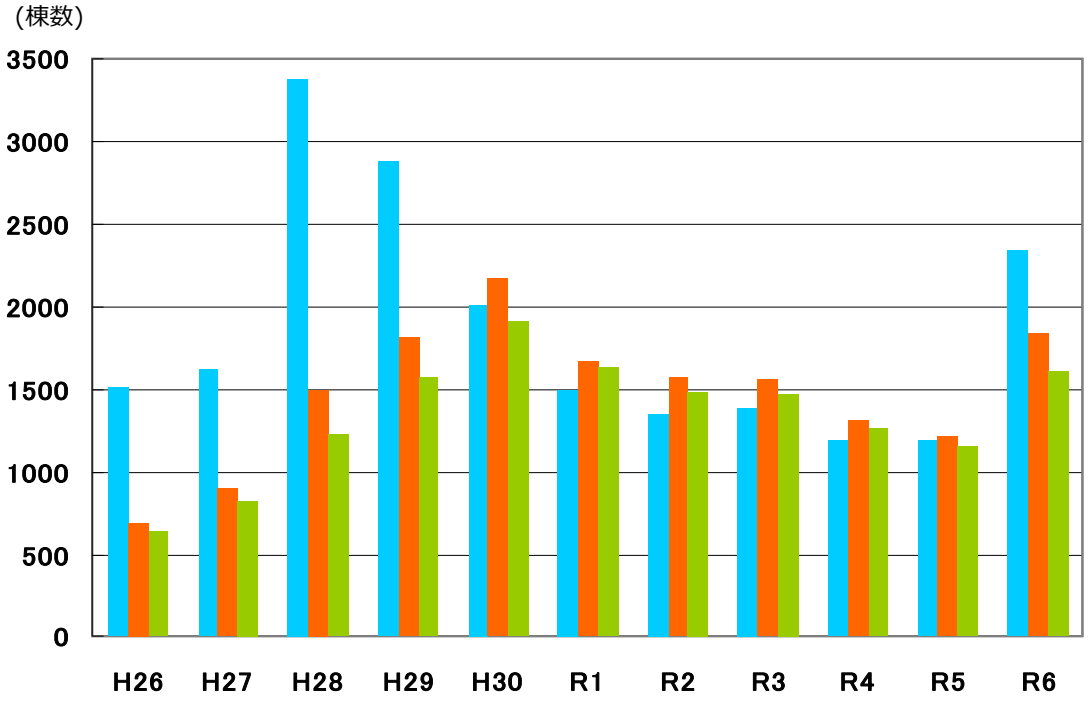

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
耐震診断	1,510	1,625	3,386	2,880	2,008	1,503	1,357	1,391	1,194	1,195	2,346
耐震設計	688	898	1,493	1,811	2,172	1,670	1,574	1,564	1,311	1,219	1,839
耐震改修 ()内は戸数	647 (672)	822 (840)	1,227 (1,246)	1,568 (1,575)	1,911 (1,929)	1,638 (1,675)	1,480 (1,512)	1,478 (1,493)	1,269 (1,291)	1,158 (1,172)	1,603 (1,617)

図表２－４　　住宅の耐震化の状況

平成25年度末		平成30年度末		令和6年度末	
総棟数	321,000 戸	総棟数	315,000 戸	総棟数	305,000 戸
耐震性あり	240,000 戸	耐震性あり	259,000 戸	耐震性あり	270,000 戸
耐震性なし	81,000 戸	耐震性なし	56,000 戸	耐震性なし	35,000 戸
耐震化率	**75%**	**耐震化率**	**82%**	**耐震化率**	**89%**

（２）　耐震診断義務付け対象建築物

以下の建築物の所有者は、法律に基づき耐震診断を行わなければならず、またその結果を定められた期限までに所管行政庁に報告しなければならない。（耐震改修促進法第7条、附則第3条）

さらに、前述の報告を受けた所管行政庁は、その報告内容を公表しなければならない。（同法第9条、附則第3条）

なお、各対象建築物棟数、報告数等については図表２－５に、耐震化に対する支援は図表２－６のとおり。

◆　要緊急安全確認大規模建築物

平成 27 年 12 月 31 日までに耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁へ報告することが義務付けられており、対象となる 60 棟の建築物について、県（及び高知市）は平成 29 年1月 20 日に当該結果をとりまとめて公表した。（図表２－５）

◆　要安全確認計画記載建築物

【防災拠点建築物】

これまでに 211 棟の建築物を指定。うち、204 棟について、県（及び高知市）は令和7年3月 24 日に当該結果を公表した。その他の建築物についての報告期限は別表1のとおり。

避難所その他地震発災時に利用を確保すべき建築物はまだ充足していないと考えられるため、今後も必要に応じて追加指定を行う。

【沿道建築物】

高知県では、平成 27 年度より沿道建築物指定道路に該当する道路を、地震発災時に通行を確保すべき道路とし順次指定をしてきた。さらに、県の他、大豊町が指定している。（別表2及び別図参照）

その結果、現在対象となっている建築物の所有者に耐震診断が義務付けられている。また、それぞれの耐震診断結果の報告数等については図表２－５のとおり。

図表２－５　　耐震診断義務付け対象建築物の状況（令和7年 12 月）

対象建築物の内容			対象建築物数	公表数	報告数	公表日または報告期限（計画記載日）
要緊急安全確認大規模建築物			60	60	60	H29 年 1 月公表
要安全確認計画記載建築物	防災拠点建築物（別表 1）		212	204	210	R７年３月公表 （公表対象 ：計画記載番号第１～６号） 以下未公表 計画記載番号 ・ 第７号 ： R7.3 （R4.3） ・ 第８号 ： R8.3 （R5.4） ・ 第９号 ： R9.3 （R6.3） ・ 第 10 号 ： R10.3 （R7.4）
要安全確認計画記載建築物	沿道建築物（別表２）	高知県指定（うち、全閉塞を起こすもの※）	278 (14)	0 (0)	128 (12)	計画記載番号 ・ 第１号 ： H31.3 （H27.8） ・ 第２号 ： H31.3 （H27.11） ・ 第３号 ： R2.3 （H28.6）
要安全確認計画記載建築物	沿道建築物（別表２）	大豊町指定	23	0	0	大豊町指定 ： R4.11 （R1.12）

※ 前面道路幅員以上の高さの鉄筋コンクリート造建築物

図表２－６　　耐震診断義務付け対象建築物の耐震化に係る補助の実績（令和6年度末）

	要緊急安全確認大規模建築物	防災拠点建築物	沿道建築物
耐震診断	7	79	111
耐震改修設計	7	86	53
耐震改修工事	8	124	51

（３）　多数の者が利用する建築物

県の実施した調査結果から、令和6年度末の多数の者が利用する建築物（国・政府機関所有等建築物は除く（以下同じ））は、県内に 2,182 棟あると考えられる。

そのうち旧耐震基準に基づいて建築された 764 棟のうち、耐震性不足であると考えられるものは 195 棟（約 8.9%）である。

このことから、上記を除いた 1,987 棟が耐震性を有していると考えられるため、令和6年度末の耐震化率は約 91.1%と推計する。（図表2－7、図表2－8）

なお、公営住宅の耐震化率については、県営住宅は 100%、市町村営住宅は 93.1%（いずれも令和6年度末）となっている。

図表2－7　　多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

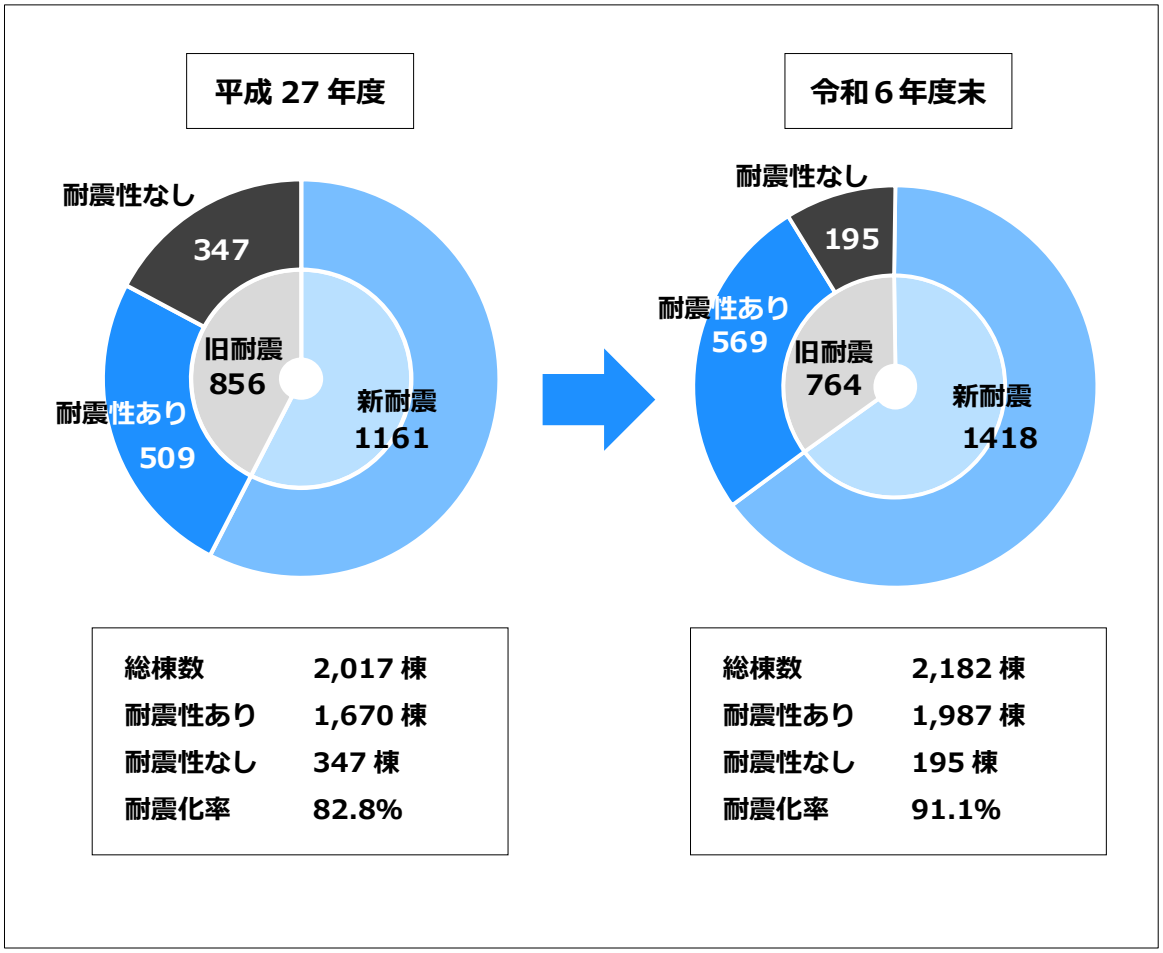

図表２－８　　旧耐震基準の多数の者が利用する建築物（用途別）の耐震化の状況

（令和6年度末）

建物用途		対象棟数（A）	耐震診断実施（B=C+D）				耐震性あり（F=C+E）	耐震改修未実施の棟数（G=A−F）
				耐震性あり（C）	耐震性なし(D)			
						うち、耐震改修実施済(E)		
学校		325 棟	325 棟	18 棟	307 棟	306 棟	324 棟	1 棟
病院・診療所		52 棟	32 棟	2 棟	30 棟	19 棟	21 棟	31 棟
劇場・集会場等		11 棟	7 棟	1 棟	6 棟	5 棟	6 棟	5 棟
店舗等		22 棟	6 棟	0 棟	6 棟	3 棟	3 棟	19 棟
ホテル・旅館等		36 棟	7 棟	0 棟	7 棟	7 棟	7 棟	29 棟
賃貸共同住宅等		145 棟	101 棟	94 棟	7 棟	7 棟	101 棟	44 棟
社会福祉施設等		33 棟	29 棟	12 棟	17 棟	15 棟	27 棟	6 棟
公益上必要な建築物	消防庁舎	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	警察庁舎	3 棟	3 棟	0 棟	3 棟	3 棟	3 棟	0 棟
	その他の一般庁舎	27 棟	26 棟	1 棟	25 棟	25 棟	26 棟	1 棟
その他		110 棟	53 棟	12 棟	41 棟	39 棟	51 棟	59 棟
合計		764 棟	589 棟	140 棟	449 棟	429 棟	569 棟	195 棟

2.2　見えてきた課題とこれまでの地震からの教訓

（１）　見えてきた課題

令和6年度に本県が実施した県民へのアンケート調査によると、住宅の耐震診断を受けていない理由には、「耐震診断の結果、改修工事が必要でも高額な費用を負担できない」「手続きや部屋の片づけが手間である」などが挙げられ、費用面や手間に関する回答が目立つ。また、耐震化の意義に対する理解不足や「耐震診断のやり方がわからない」という回答も多く、周知不足が根底にあるものと考えられる。また、これらは住宅だけでなく、建築物全般に共通すると考えられる。

県の木造戸建て住宅に対する補助実績によると、耐震改修の平均工事費は平成 26 年度の約 187 万円から令和5年度には約 156 万円まで減少したものの、令和6年度には約 173 万円に上昇している。

しかし、耐震改修の自己負担は、負担なしの3割超の人を含む7割超が 30 万円以下だったことから、補助限度額引き上げ等の負担軽減の取り組みが奏功したものと考えられる。

更に、耐震診断士を対象としたアンケートでは、81％が低コスト工法を採用していると回答しており、診断士には普及が進んでいるため、工事費高騰の抑制も期待できる。

その一方で、前述のアンケート調査から、県民への耐震改修工事の費用負担が軽減できることについては十分な認識に至っておらず、啓発の余地が窺える。

また、要安全確認計画記載建築物のうち沿道建築物は、鉄筋コンクリート造 51 棟、鉄骨造 135 棟、木造 107 棟あるのに対し、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断を行うことができる講習修了者のいる県内の建築士事務所の数は、構造別にみると、鉄筋コンクリート造は 26、鉄骨造は 23、木造は 49 など（令和7年度公表分）となっており、特に鉄骨造に対応できる事務所が少ない。

これらのことから、第2期計画で掲げた目標が未達となっている主な要因は、補助金などの支援制度や事業効果の周知が不足していることなどにより、耐震化の費用負担や手続きなどの負担が大きいと感じている人が多いこと、非木造の建築物の耐震診断及び耐震改修を実施できる事業者そのものが少ないことなどであると考えられる。

また、県の別の試算によれば、耐震性を有する避難所等が不足していることも明らかになってきており、この点も課題である。

（２）　これまでの地震からの教訓

平成 28 年4月に発生した熊本地震及び令和6年1月の能登半島地震における建築物被害について、国は詳しい分析を行い、以下のとおりそれぞれの特徴及び対策を示している。

◆　熊本地震

熊本地震では、旧耐震基準に基づく木造建築物の倒壊率が新耐震基準に比べて顕著に高かったことが確認された。この原因として、新耐震基準が旧基準の約 1.4 倍の壁量を確保していることが挙げられる。また、接合部の仕様が不十分な新耐震基準の建築物にも一定の被害が見られた。また、防災拠点においては、構造部材の損傷や非構造部材の落下により機能が損なわれる事例が多く発生した。

これを受けて、国は、木造建築物については旧耐震基準の耐震化の促進、接合部の確認を推奨する等の対策を打ち出した。また、防災拠点については、機能継続に係るガイドラインを作成し、支援を行ってきた。

図表２－９　　熊本地震における建築物被害の状況

（熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書より）

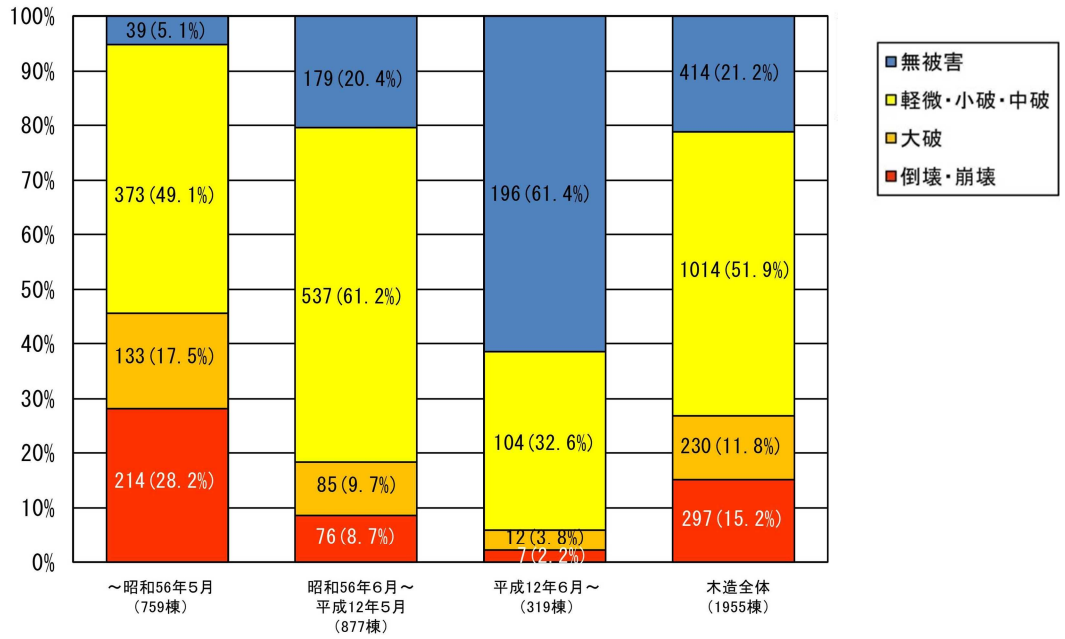

◆　能登半島地震

一方、能登半島地震では、耐震化率の低い地域で木造住宅が多数倒壊する一方、鉄骨造や鉄筋コンクリート造の公共施設でも被害が生じた。特に、旧耐震基準の木造建築物の倒壊率が高く、新耐震基準が有効であることが確認された。また、接合部の仕様が明確化された平成 12 年以降の木造建築物では倒壊率が低かったことも示された。鉄筋コンクリート造の建築物では、転倒や傾斜被害が生じており、現時点では明らかになっていないものの、杭の損傷や移動等に起因するものと考えられる。

以上の調査結果を踏まえ、国は、旧耐震基準の建築物について耐震化の一層の促進を図るとともに、新耐震基準導入以降の木造建築物を対象とした耐震診断方法の周知普及を図ることとしている。また、被害があった鉄筋コンクリート造の建築物については、さらなる調査及び分析が必要であるとしている。

図表２－１０　　能登半島地震における建築物被害の状況

（令和６年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会より）

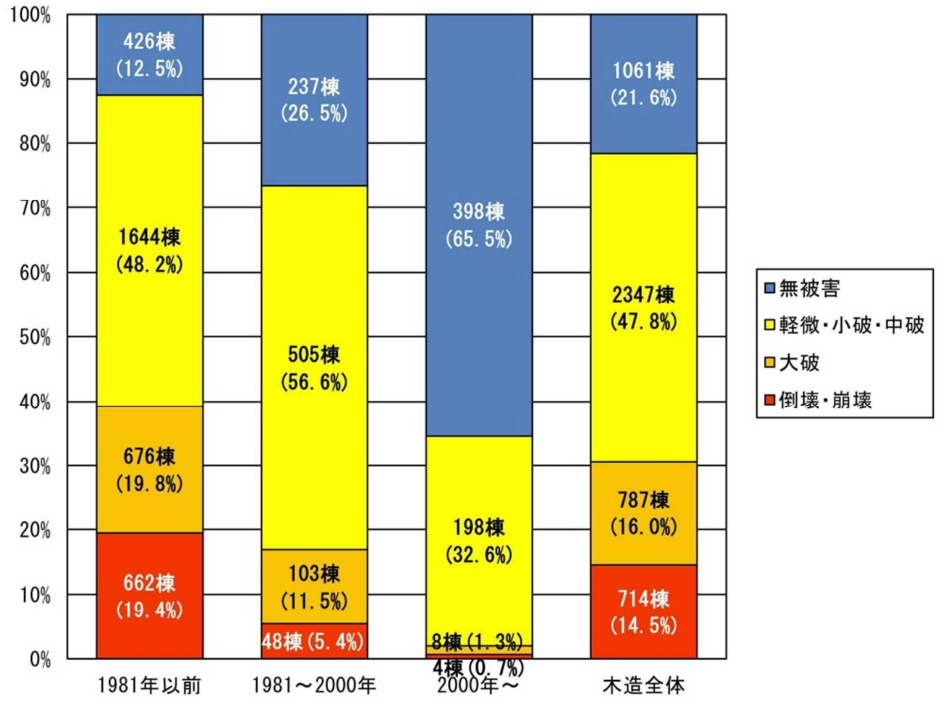

2.3　耐震化の目標

国の基本方針（令和7年改正）では、令和5年の統計調査に基づき、現状の住宅の耐震化率を約 90%と推計しており、令和 17 年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としている。

また、耐震診断義務付け対象建築物については、耐震診断結果の公表内容から現状の耐震性不足解消率を、要緊急安全確認大規模建築物で約 93%、要安全確認計画記載建築物で約 85%、そのうち沿道建築物については 44%としており、これに対する目標を、要緊急安全確認大規模建築物については令和 12 年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することとしている。

一方、本県においては、進捗状況や事業者数などの供給能力、国の基本方針の目標値等を踏まえて、次のとおり耐震化の目標を定めることとする。

なお、設定した目標値は定期的に検証することとし、特に住宅の耐震化率については住宅・土地統計調査に合わせて5年ごとに推計を行うこととする。

（１）　住宅

令和 12 年度末までに耐震化率 95%にすることを目標とするとともに、令和 17 年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。（図表2－11）

図表2－11　住宅の耐震化の目標

現　況 （R6 年度末）	目　標	
	R12 年度末	R17 年度末
耐震化率 89%	耐震化率 95%	耐震性が不十分な住宅を おおむね解消

（２）　耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物のうち、防災拠点建築物、沿道建築物の目標については、図表2－12のとおりとする。

なお、要緊急安全確認大規模建築物については、第2期計画期間中に耐震性が不足するものの解消がおおむね完了しており、また耐震化が未完了のものについても目処が立っていることから、新たな目標設定は行わない。

図表2－12　防災拠点建築物、沿道建築物の耐震化の目標及びの現況　（棟数）

対象建築物	対　　象	耐震性不足のもの (R７年 12 月)	目　　標
防災拠点建築物	212	15	耐震性不足のものを早期に解消する
沿道建築物のうち 全閉塞を起こすもの※ (沿道建築物の総数)	14 (284)	4 (214)	全閉塞を起こす建築物※について 耐震性不足のものを早期に解消する

※　前面道路幅員以上の高さの鉄筋コンクリート造建築物

第３章　耐震化促進のための施策

3.1　県、市町村、事業者等の役割分担の考え方

県は、図表３－１に示す役割分担を踏まえ、市町村、事業者等と相互に連携を図りながら、建築物の耐震化を促進していく。

図表３－１　　役割分担

	建築物所有者	県	市町村	建築関係技術者	建築関係団体
耐震化(耐震診断･耐震改修等)の実施	●				
耐震改修促進計画の策定		●	●		
県、市町村有の公共建築物の耐震化		●	●		
耐震化に関する知識の普及・啓発		●	●		●
耐震化への補助		●	●		
所有者等への適切なアドバイス				●	●
技術者養成		●			●

3.2　取組方針

本計画では、「2．2　見えてきた課題とこれまでの地震からの教訓」や国の方針を踏まえ、「所有者の意識啓発」、「事業者の供給体制強化」を主な取組方針とし、全ての建築物の耐震化の促進を目指す。(図表3－2)

意識啓発による需要の掘り起こしについては、図表3－3に掲げる施策に、供給能力の強化については図表3－4に掲げる施策に取り組む。

加えて、新耐震基準で建築された木造建築物のうち平成 12 年以前のもの及び防災拠点等となる建築物については、国のガイドライン等に基づく対応の検討・推進強化を行う。

図表3－2　　これまでの取組から見えてきた課題と取組方針

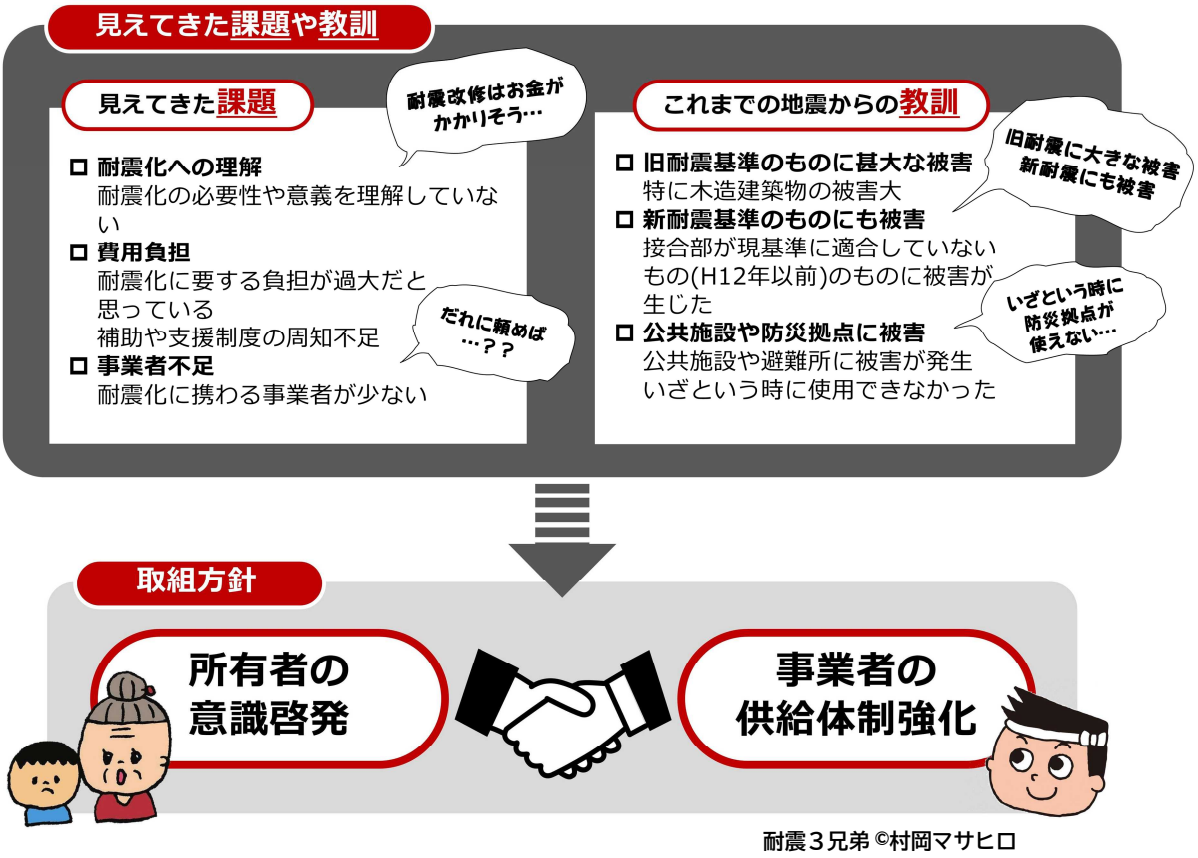

耐震３兄弟 ©村岡マサヒロ

図表３－３　　所有者の意識啓発

施策 ＼ 建築物の種別	住宅	耐震診断義務付け対象建築物	多数の者が利用する建築物
支援制度の継続、見直し及び拡充	●	●	●
情報提供の充実	●	●	●
普及啓発と実態把握			
戸別訪問等による実態把握及び指導	●	●	●
新たな防災拠点建築物の掘り起こし		●	●
相談窓口の設置	●	●	●
自主防災組織との連携	●	●	●
基準適合認定建築物の表示制度の普及		●	●

図表３－４　　事業者の供給体制の強化

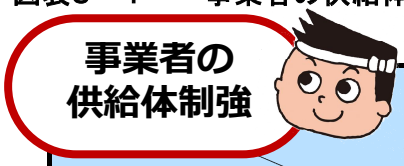

施策 ＼ 建築物の種別	住宅	耐震診断義務付け対象建築物	多数の者が利用する建築物
事業者の育成	●	●	●
技術的支援体制の整備	●	●	
建築物所有者の負担が少ない工法等開発促進	●		

耐震３兄弟 ©村岡マサヒロ

3.3　需要の掘り起こし

「2．2　見えてきた課題とこれまでの地震からの教訓」でも述べたとおり、建築物の耐震化が進まない最も大きな要因は費用負担に係るものである。そのため、県は引き続き耐震化の支援をするとともに、新たな支援制度についても検討していく必要がある。

また、耐震化の必要性を感じていない建築物所有者に対し、自らの問題、かつ地域の問題として意識して取り組んでもらえるよう、啓発及び知識の普及を継続する必要がある。

施策の対象建築物を示す

- 住宅　：　住宅
- 義務　：　耐震診断義務付け対象建築物
- 多数　：　多数の者が利用する建築物

（１）　支援制度の継続、見直し及び拡充

住宅　義務　多数

耐震改修等をより一層推進するために、新たな支援制度の創設の検討とともに、地震対策への関心を高めるため、啓発の充実強化や現行の耐震化支援制度の周知を図る。

現在、県で実施している施策として、住宅に対しては住宅耐震化促進事業により、また耐震診断義務付け対象建築物に対しては建築物耐震対策緊急促進事業により市町村の実施する耐震化の推進に対する財政的支援を実施している。

木造住宅に対する耐震化補助制度は全市町村で導入されているが、非木造住宅については、一部の市町村でまだ制度化されていない。これらの市町村には県が引き続き制度化を働きかけていく。

今後は、住宅においては現行制度の継続とともに、更なる経済的負担軽減の対策として、県内の実態を踏まえたきめ細かな支援制度の充実化を検討する。併せて、昭和 56 年6月から平成 12 年5月までに建築された木造住宅の耐震化の推進についても検討する。

また、耐震診断義務付け対象建築物をはじめ、様々な建築物への支援制度の改善・拡充を検討するとともに、所有者への啓発を粘り強く継続する。

さらに、地域の実情を踏まえ、地震発生時に通行を確保すべき道路として市町村が指定を検討する道路の実態調査への財政的・技術的支援を行い、市町村の沿道建築物の耐震診断義務化を促進する。

（２）　情報提供の充実

住宅　義務　多数

建築物の耐震化を促進するためには、建物所有者等の防災に対する意識向上が必要不可欠である。このため、県では発生するおそれのある地震の概要と地震の危険性等を記載した「高知県防災マップ」などを作成し、別添資料3のとおりホームページで公開している。

また、国が作成し公表している「重ねるハザードマップ」では、津波や緊急輸送道路の他、沿道建築物指定道路を閲覧することができる等、参考となるホームページを別添資料3に示す。

このほかにも、テレビコマーシャルやパンフレットなどを通じて耐震対策事業の紹介を行っている。今後も引き続き様々な啓発ツールの活用を検討し、情報提供を一層充実させていく。

（３）　普及啓発と実態把握

住宅　義務　多数

住宅の耐震化の啓発については、セミナーや出前講座の開催などに加え、平成 25 年度から市町村による戸別訪問の実施を勧奨している。耐震化率などには市町村や地域でばらつきがあり、その実態を把握し、状況に応じた取組を進めることが有効と考えられるため、戸別訪問では啓発に加え、住宅や所有者の状況を聞き取り、把握することも併せて勧奨している。

市町村の積極的な取組事例の紹介や、戸別訪問に活用できるツールなどの提供を通して、取組の継続を市町村に促していく。

また、住宅所有者に対しては、良質な住宅ストックの形成のため、省エネ改修や水回り、バリアフリー改修などの機会を捉えた耐震改修の促進や、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローンなどの耐震改修に関する融資制度の情報提供など、普及啓発を継続していく。

住宅以外の建築物の所有者に対しては、アンケート等により継続的に耐震化の状況の把握を継続する。特に、要安全確認計画記載建築物については、耐震化の必要性を啓発するとともに補助制度の周知を行うことで、耐震化の推進を継続する。その中でも、指定する道路沿いの建築物のうち全閉塞を起こすリスクが高いと考えられる建築物の所有者に対しては、個別訪問などを通じて、より確実に耐震診断を推進していく。

（４）　相談窓口

住宅　義務　多数

耐震対策に関する県民からの問い合わせに対応できるように、専門の技術者による常設の相談窓口がある。（図表３－５）

図表３－５　　耐震化に関する相談窓口

名称	受付時間・連絡先	相談内容
（一社）高知県建築士事務所協会	土、日、休日を除く（9:00～17:00） Tel：088-825-1231 Fax：088-822-1170	住宅の耐震診断、耐震設計、建築物の設計に関する無料相談
（公社）日本建築家協会四国支部　高知地域会	火曜日・木曜日・金曜日（10:00～16:00） Tel：088-856-7898 Fax：088-855-6260	
（公社）高知県建築士会	土、日、休日を除く（9:00～17:00） Tel：088-822-0255 Fax：088-822-0612	
（一社）高知県建設業協会建築部会	土、日、休日を除く（10:00～17:00） Tel：088-824-6171 Fax：088-824-6173	耐震改修施工会社（工務店等）の紹介等
（一社）高知県中小建築業協会	土、日、休日を除く（9:00～17:00） Tel：088-822-0303 Fax：088-822-0304	住宅の耐震診断、耐震設計、耐震改修に関する無料相談 耐震補強工事施工会社（工務店等）の紹介等
（公財）住宅リフォーム紛争処理支援センター	土、日、休日を除く（10:00～17:00） Tel：0570-016-100	住まいのことならなんでも無料相談

（５）　自主防災組織等との連携

住宅　義務　多数

南海トラフ地震による被害は県内全域に及ぶ甚大なものとなると想定される。一方で、公的機関の救助活動には限界があり、この限界を超える場合には全てに対応することは困難である。

そのため、自らの命を自ら守る「自助の取組」と併せて、地域で自主防災組織などを設けるなどの「共助の取組」が重要となる。この取組では、地区防災計画や防災マップを作成するなど、災害の特性や危険な場所を把握、共有することが大切である。

このため、県では、市町村と共にこれらの自主防災組織の活動の活性化に向け、支援を行っている。

3.4　供給能力の強化

「2．2　見えてきた課題とこれまでの地震からの教訓」や国の方針を踏まえると、掘り起こした需要に対応できるだけの事業者数を確保するとともに、事業者の技術力を向上させることが必要である。

（１）　事業者の登録・育成

住宅　義務　多数

県と市町村が実施する、木造住宅の耐震診断・設計・改修工事に対する補助事業の品質を確保するため、県では、県内の事業者を対象に耐震診断士・耐震化促進事業者（設計事務所・工務店）の登録制度を設けている。（図表3－6）

また、住宅の耐震診断や耐震改修を行う事業者向けの講習会を引き続き開催し、事業者の技術の継続的なレベルアップを図るとともに、需要に対応できる地元の事業者が不足している地域を対象に、新規事業者参入促進のための説明会を引き続き開催し、事業者数の増を図る。

図表3－6　　補助事業のフロー図

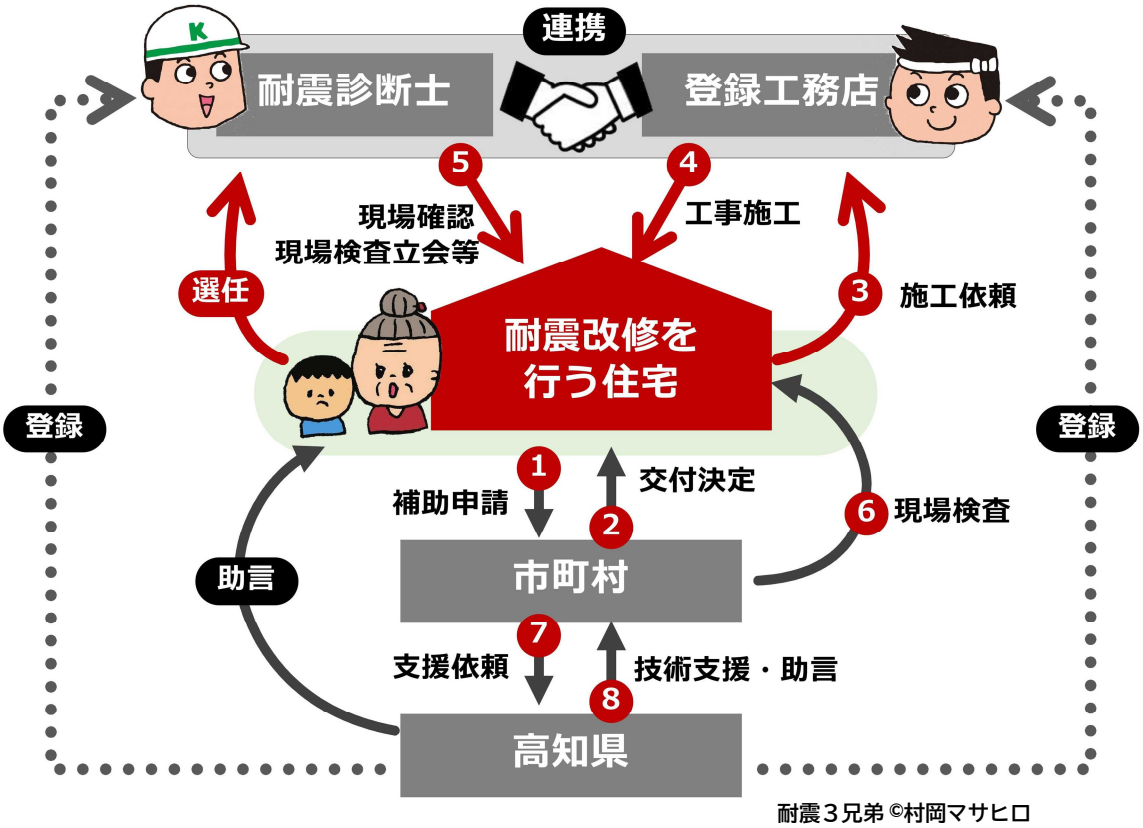

さらに、耐震診断義務付け対象建築物の耐震断及び耐震改修を実施することができる事業者を増やすため、これに係る国土交通大臣登録耐震診断資格者講習等の受講を推奨していく。

（２）　技術的支援体制の整備

住宅　義務　多数

耐震改修の促進を図るため、住宅及び建築物の耐震化促進事業に関する技術的な支援業務を実施する団体を、「高知県住宅・建築物耐震改修支援機関」として登録する。

なお、支援機関の業務は次のとおりである。

- ○ 住宅・建築物の耐震化の促進に関する情報・資料の収集、整理・提供を行うこと
- ○ 住宅・建築物耐震化促進事業に携わる事業者に対する技術的な支援を行うこと
- ○ 住宅・建築物耐震化促進事業を実施する市町村に対する技術的な支援を行うこと

（３）　建築物所有者の負担が少ない工法等の普及促進

住宅　義務　多数

耐震改修の所有者の経済的・心理的負担の軽減を図るため、施工箇所の工夫や低コスト工法の採用による安価で合理的な改修方法を普及促進させる取り組みとして、所有者に対する普及啓発や事業者向けの講習会を継続する。

3.5　建築物の総合的な安全対策

地震による建物被害を防止し、機能継続を図るためには、建築物の構造部材の耐震化のみならず、天井などの非構造部材、建築設備、家具の耐震化等を図る必要があることが、熊本地震で再認識された。このため、以下の項目に示すとおり、建築物の総合的な安全対策を進めていく。

特に防災拠点建築物については、被災時に機能を発揮することが大変重要であることから、機能継続の観点から重点的に取り組んでいく。

（１）　ブロック塀の倒壊防止対策

ブロック塀は、地震により倒壊した場合、死傷者が発生したり、避難や救助活動の妨げになるため、対策を講じる必要がある。

特に、緊急輸送道路、避難路及び通学路に沿って存在しているブロック塀については、自主防災組織等を通じ、安全対策についての周知や、自主防災組織等による危険マップ作成に対し、市町村や県が協力を行うなど危険回避対策を講じる。また、ブロック塀の代わりにフェンス・生垣等を設置するなどの、地震時に倒壊しないものへの造替えについて、所有者に対する周知及び市町村を通じた財政的支援を行う。

また、建築基準法第 42 条第2項道路等の狭あい道路沿いのブロック塀は、改修等を行う際には位置の後退（セットバック）が必要とされるが、地域の実情によって困難とされるケースもある。このようなケースについては、今後市町と協議・検討し、対策を講じていく。

（２）　窓ガラス、外壁タイルや屋外広告物等の落下防止対策

地震発生に伴い、窓ガラスの破損や外壁タイル、屋外広告物等の落下が起きた場合には、死傷者が発生したり、がれきによる避難・救援活動のための道路の通行に支障をきたすことになる。このため、窓ガラス、外壁タイル、屋外広告物等の落下防止対策の重要性を周知すると共に、設置方法や施工及び維持管理の状況について点検を促し、落下防止対策等について、建築基準法に基づく定期報告の提出時や防災査察の実施時等に指導・助言を行う。

（３）　大規模空間を持つ建築物における天井崩落対策

東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井が脱落する被害が多数生じたことをうけて、平成 26 年4月１日に建築基準法施行令等の改正が行われた。この改正により、新築等を行う建築物における特定天井（高さ6m 超かつ、水平投影面積 200 ㎡超の吊り天井等）について脱落防止対策に係る新たな技術基準が適用されることとなった。

また、建築物の定期報告に係る調査内容も併せて見直されたことから、定期報告等を活用して特定天井の状況把握に努め、改善が必要な既存建築物の所有者、管理者に対して指導・助言を行う。

さらに、大地震発災後には緊急点検を実施するよう促す。

（４）　地震時におけるエレベーターの閉じ込め等防止対策

平成 21 年9月の建築基準法施行令の改正により、既設エレベーターの改修時に戸開走行保護装置の設置や地震時等管制運転装置の設置が求められることとなった。エレベーター内への閉じ込めによる災害を防止するために、建築物の所有者等及び利用者に既設エレベーターの改修や地震対策、管制運転・安全装置等の整備や改良の必要性にについて普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行う。

また、東日本大震災においてエレベーターの釣合おもりやエスカレーターが落下する事案が複数確認され、平成 26 年4月の建築基準法施行令の改正等に伴いエレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策が明確にされたことから、既設エレベーター等についても必要に応じて改善指導を行う。

（５）　給湯器の転倒防止対策

東日本大震災において、住宅に設置されていた電気給湯器がアンカーボルトの緊結が不十分等の原因で多数転倒したため、建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定めた告示が平成 24 年 12 月に改正され、転倒防止措置の基準が明確化された。また、熊本地震においても、改正告示に対応してないと考えられる給湯器が多く転倒した。

これらの状況を踏まえ、住宅の機能継続の観点からも、建築物における給湯設備の転倒防止対策に関する周知を図る。

（６）　家具の転倒防止対策

高さのある家具は地震時に転倒しやすく、身体への危害に加え、避難や救助活動に支障をきたすことになる。

地震時における家屋内での安全性を確保するため、家具の転倒防止対策について、所有者に対する周知及び市町村を通じた財政的支援を行うことにより、家具の固定促進を図る。

（７）　通電火災の防止対策

地震では、揺れによって一旦停電した場合でも、送電が復旧すると住宅所有者が意図しないまま、家屋内の可燃物が散乱した状態で通電が再開されるため、火災発生の原因となる。このため、一定以上の揺れを感知した場合に自動的に電気を遮断する「感震ブレーカー等」の設置について、所有者に対する周知及び市町村を通じた財政的支援を行うことにより、通電火災の予防促進を図る。

（８）　がけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

建築物に近接してがけ崩れの危険性があるがけ地が存在する場合には、大雨・地震時等のがけ崩れ等により建築物に被害が及ぶ可能性がある。土砂災害警戒区域等における危険性の周知など、がけ地周辺における避難も含めた防災・減災対策とともに、既存の建築物擁壁の耐震診断など、耐震化に向けた取組を進める中で、がけ崩れ等に対する建築物の被害軽減対策も効率的かつ効果的に行う。また、土砂災害特別警戒区域における住宅等の移転の促進や安全性の確保について、所有者に対する周知及び市町村を通じた財政的支援を行う。

（９）　瓦屋根の耐震・耐風対策

台風の強風により、建築物の瓦屋根が脱落するなど大きな被害が発生したことから、建築物の瓦の緊結方法を定めた告示の基準が強化された。また、地震発生時には基準に適合しない瓦屋根が脱落・飛散した場合に、死傷者が発生したり、避難時の通行に支障をきたす可能性がある。

このため、瓦屋根の対策を実施する必要がある区域を県全域と指定し、所有者に対して瓦屋根の耐震・耐風対策の必要性を周知するとともに、基準に適合しないおそれのある瓦屋根の改修等に対し、所有者に対する周知及び市町村を通じた財政的支援を行う。

（10）　その他の地震からのリスクを軽減するための方策

南海トラフ地震発生の切迫度が高まっている中、住宅の規模や状態によって耐震改修工事費が高額となり、工事を諦めてしまう所有者等に対する支援の検討が必要である。

このため、旧耐震基準で建築された住宅の倒壊による被災リスクを低減し、人命の安全確保につながる可能性のある暫定的・緊急的な方策として、住宅内部へ耐震シェルターを設置するものに対し、市町村を通じた財政的支援を行う。

第４章　留意事項

4.1　耐震改修促進法による指導等の実施

耐震改修促進法の改正を受け、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震化の努力義務が課された。

このため、所管行政庁では、建築物の耐震化の適切な実施を確保するために必要があると認める場合は、当該建築物の所有者に必要な指導及び助言を行う。

4.2　他の所管行政庁との連携

耐震改修促進法では、県が指定した要安全確認計画記載建築物であっても報告の受理及び公表は建築物が存する所管行政庁が行うこととなっているため、県は他の所管行政庁（高知市）と連携し、建築物の耐震化を促進する。

4.3　市町村耐震改修促進計画策定に当たっての留意点

耐震改修促進法第6条及び国の基本方針では、市町村は県の耐震改修促進計画に基づき、区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村計画」という。）におおむね次に掲げる事項を定めるよう努めるものとされている。

（1）市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方
（2）建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
（3）建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策
（4）建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
（5）建築基準法による勧告又は命令等の実施についての連携
（6）その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

さらに、必要に応じて、避難路等の道路に関する事項及び避難路沿道建築物に係る耐震診断結果の報告期限に関する事項を定めることができるものとされている。

これらを含めて、市町村が耐震改修促進計画を策定するにあたり留意すべき事項を以下のとおり示す。

- ○ すでに全市町村において市町村計画を策定しているが、本計画を勘案し、市町村計画の見直しをすることが望ましい。
- ○ 特に住宅に関しては耐震化を加速するため、緊急アクションプログラムを策定し、機動的な取組を推進することが望ましい。
- ○ 市町村営住宅を含む市町村有建築物の耐震化については、市町村計画に位置付け着実に推進すべきである。
- ○ 避難路等の道路に関する事項については、本計画では広域的な観点から指定している（7ページの※沿道建築物指定道路の指定の考え方を参照）ため、市町村の災害対策本部と避難所を結ぶ道路など市町村内で完結する道路については、市町村計画への位置づけを積極的に検討することが望ましい。
- ○ 一定の高さ以上の沿道建築物が耐震診断義務付け対象となる道路（耐震改修促進法第6条第3項第1号）の指定を行わない場合でも、沿道建築物の耐震化を促進する道路（耐震改修促進法第6条第3項第2号）を指定し、耐震化の取組を進めることが有効である。

なお、道路の指定にあたって行う沿道の建築物の事前調査に対しては、県が支援を行っている。

4.4　高知県既存建築物耐震対策推進協議会

本県では、地震時の災害に備え、県及び市町村の緊密な連携のもとに、「既存建築物」の地震対策の総合的、計画的な推進を図るため、また、地震発生後の余震等による建築物への二次災害防止対策等を的確に実施するため、高知県既存建築物耐震対策推進協議会（平成16 年6月設置）（担当課：建築指導課）を設置している。

本協議会を活用し、計画の周知徹底や、計画推進のための連絡調整を図るものとする。

また、地震発生後の被災建築物に対する応急危険度判定についても、県と市町村及び関係団体が連携を取りながら、的確な実施を図るための体制づくりを確保する。（別添資料4協議会組織概要）

4.5　その他

（１）　地震保険の加入促進

本県では、地震保険の加入世帯率は 29.2%と全国平均の 35.4%よりも 6.2 ポイント下回っているが、令和5年度の一年間に契約された火災保険のうち地震保険が付帯されている割合は 87.6%と都道府県別では第2位の率となっており、保険の必要性に対する意識は高い（損害保険料率算出機構調べ（令和5年度末））。

地震が発生した場合には、倒壊した家屋を持つ被災者は多くの負債を抱えることになる場合が多く、自身の財産を保護するためには、地震保険への加入も有効な手段と考えられることから、県、市町村などは、広報などにより引き続き地震保険の加入の促進に努めることとする。

（２）　被災建築物応急危険度判定等の実施等

県では、地震により建築物が被害を受けた際、被災建築物等の2次的被害を防ぐことを目的とした応急危険度判定を実施するため、南海トラフ地震対策行動計画に目標を定め、被災建築物応急危険度判定士の登録・育成を進めている。（図表4－1）

応急危険度判定が必要な場合は、市町村は県との連携により判定実施本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設を必要に応じて行うとともに、公営住宅等の公的賃貸住宅の空家住居の提供等を行うこととする。

さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等、地震被災時においても、適切な対応を行う。

図表4－1　　被災建築物応急危険度判定士数の推移

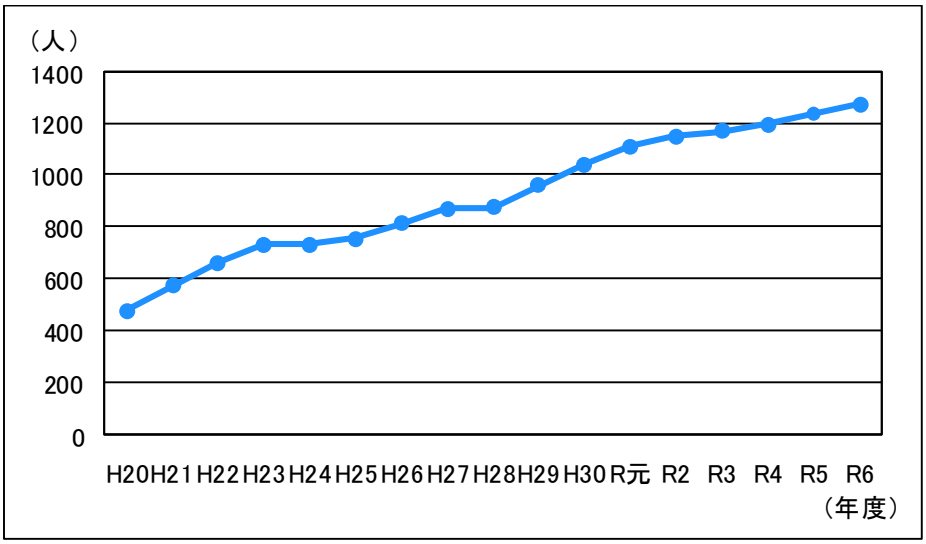

（３）　別途定める事項

その他必要な事項は別途定めることとする。

別添資料

別添資料１　多数の者が利用する建築物・要緊急安全確認大規模建築物の規模要件

別添資料２　耐震診断・改修の促進を図るための県支援策

別添資料３　公開されている耐震改修促進計画関連ホームページ

別添資料４　協議会組織概要

別表１　防災拠点建築物指定一覧

別表２　沿道建築物　指定道路一覧

別図　　沿道建築物指定位置図

別添資料1　多数の者が利用する建築物･要緊急安全確認大規模建築物の規模要件

①多数の者が利用する建築物

用　　途		規　　模
1　学校	・ 小中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	2 階以上かつ 1,000 ㎡以上
	・ 上記以外の学校	3 階以上かつ 1,000 ㎡以上
2　病院、診療所		3 階以上かつ 1,000 ㎡以上
3　劇場、集会場等 ・ 劇場、観覧場、映画館、演芸場 ・ 集会場、公会堂		3 階以上かつ 1,000 ㎡以上
4　店舗等 ・ 展示場 ・ 卸売市場 ・ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ・ 遊技場 ・ 公衆浴場 ・ 飲食店、ｷｬﾊﾞﾚｰ、料理店、ﾅｲﾄｸﾗﾌﾞ、ﾀﾞﾝｽﾎｰﾙ他これらに類するもの		3 階以上かつ 1,000 ㎡以上
5　ホテル、旅館等		3 階以上かつ 1,000 ㎡以上
6　賃貸共同住宅等 （賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿）		3 階以上かつ 1,000 ㎡以上
7　社会福祉施設等	・ 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム他これらに類するもの ・ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター他これらに類するもの	2 階以上かつ 1,000 ㎡以上
	・ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	2 階以上かつ 500 ㎡以上
8　公益上必要な建築物 （保健所、税務署他これらに類する公益上必要な建築物）		3 階以上かつ 1,000 ㎡以上
9　その他	・ 体育館（一般公共の用に供されるもの）	1 階以上かつ 1,000 ㎡以上
	・ ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ場、ｽｹｰﾄ場、水泳場等その他これらに類する運動施設 ・ 事務所 ・ 博物館、美術館、図書館 ・ 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行他これらに類するサービス業を営む店舗 ・ 工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。） ・ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの ・ 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	3 階以上かつ 1,000 ㎡以上
10　危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		

②要緊急安全確認大規模建築物

用 途		要緊急安全確認大規模建築物の要件
学校	小中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	2 階以上かつ 3,000 ㎡以上
	上記以外の学校	
体育館（一般公共の用に供されるもの）		1 階以上かつ 5,000 ㎡以上
ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ場、ｽｹｰﾄ場、水泳場等その他これらに類する運動施設		3 階以上かつ 5,000 ㎡以上
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		3 階以上かつ 5,000 ㎡以上
ホテル、旅館		
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		
事務所		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム他これらに類するもの		2 階以上かつ 5,000 ㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター他これらに類するもの		
幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所		2 階以上かつ 1,500 ㎡以上
博物館、美術館、図書館		3 階以上かつ 5,000 ㎡以上
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、ｷｬﾊﾞﾚｰ、料理店、ﾅｲﾄｸﾗﾌﾞ、ﾀﾞﾝｽﾎｰﾙ他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		3 階以上かつ 5,000 ㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署他これらに類する公益上必要な建築物		
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		1 階以上かつ 5,000 ㎡以上等（敷地境界線から一定距離以内のものに限る）

別添資料2　耐震診断・改修の促進を図るための県支援策（R8年4月時点）

◆　高知県住宅耐震化促進事業（土木部住宅課）

住宅の耐震化の促進に要する費用に対して助成する。

補助先：　市町村

国制度「住宅・建築物安全ストック形成事業」活用

・　**耐震診断事業**

平成 12 年 5 月以前に建築された木造住宅及び昭和 56 年 5 月以前に建築された非木造住宅の耐震診断に要する経費

負担割合　　：　県 1/4、市町村 1/4、国 1/2

補助限度額　：　84.7 千円/戸

・　**耐震改修設計費補助事業**

昭和 56 年 5 月以前に建築され、診断等で耐震性の不足が確認できた住宅の耐震改修設計に要する経費

負担割合　　：　県 3/4、市町村 1/4

補助限度額　：　356 千円/戸

・　**耐震改修費補助事業**

昭和 56 年 5 月以前に建築され、診断等で耐震性の不足が確認できた住宅の耐震改修工事に要する経費

負担割合　　：　国庫補助対象事業費の範囲内：県 1/4、市町村 1/4、国 1/2
　　超える部分：県 1/2、市町村 1/2

補助限度額　：　1,650 千円/戸

・　**木造住宅除却費補助事業**

昭和56年5月以前に建築され、診断等で耐震性の不足が確認できた木造住宅の除却に要する経費の23%

負担割合　　：　県 1/4、市町村 1/4、国 1/2

補助限度額　：　300 千円/戸

・　**住宅耐震対策市町村緊急支援事業**

住宅の耐震対策を加速化するための経費、所有者負担費用の軽減に要する経費等

負担割合　　：　県 1/4、市町村 1/4、国 1/2

補助限度額　：　支援内容によって異なる

・　**住宅段階的耐震改修支援事業**

昭和 56 年 5 月以前に建築され、診断等で耐震性の不足が確認できた住宅の耐震改修工事を段階的に行う経費

負担割合　　：　県 1/4、市町村 1/4、国 1/2

補助限度額　：　1,271 千円/戸

・　**コンクリートブロック塀安全対策事業**

避難路等に面する危険性の高いコンクリートブロック塀等の撤去等に要する経費

負担割合　　：　国庫補助対象事業費の範囲内：県 1/4～1/3、市町村 1/4～1/3、国 1/3～1/2
　　超える部分：県 1/2、市町村 1/2

補助限度額　：　407 千円/戸

・　**がけ地近接等危険住宅移転事業**

土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅の除却等に要する経費

負担割合　　：　県 1/4、市町村 1/4、国 1/2

補助限度額　：　支援内容によって異なる

・ **住宅等土砂災害対策促進事業**

土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅等の土砂災害対策に要する経費の 23%
負担割合　　：　県 1/4、市町村 1/4、国 1/2
補助限度額　：　966 千円/戸

・ **家具等安全対策支援事業**

家具等の転倒防止、ガラスの飛散防止、感震ブレーカーの設置、耐震シェルターの設置等に要する経費
負担割合　　：　県 1/4、市町村 1/4、国 1/2
補助限度額　：　支援内容によって異なる

・ **瓦屋根診断費補助事業**

瓦屋根の耐震・耐風診断に要する経費の 2/3
負担割合　　：　県 1/4、市町村 1/4、国 1/2
補助限度額　：　25.2 千円/棟

・ **瓦屋根改修費補助事業**

診断の結果、基準に適合しない瓦屋根の耐震・耐風改修工事に要する経費の 23%
負担割合　　：　県 1/4、市町村 1/4、国 1/2
補助限度額　：　690 千円/棟

◆ 高知県建築物耐震対策緊急促進事業費（土木部建築指導課）

要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の促進に要する費用に対し補助。
緊急輸送道路等の避難路及び避難所等の防災拠点の機能を確保するのを目的とする。
補助先：　市町村
国制度「住宅・建築物防災力緊急促進事業」活用

・ **耐震診断費補助事業**

要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する経費
負担割合　　：　県 1/4、市町村 1/4、国 1/2
補助限度額　：　建築物の規模等によって異なる

・ **耐震改修設計費補助事業**

対象となる建築物の耐震化のための計画の策定に要する経費
負担割合　　：　県 1/4、市町村 1/4、国 1/2
補助限度額　：　建築物の規模、耐震化の方法等によって異なる

・ **耐震改修費補助事業**

対象となる建築物の耐震化に必要な耐震改修又は建替工事等に要する経費
負担割合　　：　県 1/5、市町村 1/5、国 2/5
補助限度額　：　建築物の規模、耐震化の方法等によって異なる

◆ 地域集会所耐震化促進事業費補助金（危機管理部南海トラフ地震対策課）

住まいの近くで避難生活ができるよう、自治会等が所有する集会所や公民館等を避難所として活用するため、市町村が実施する耐震診断・耐震設計・耐震改修事業について交付する補助金
補助先：　市町村
国制度「住宅・建築物防災力緊急促進事業」活用

対象となる建築物の耐震診断・耐震設計・耐震改修に要する経費
補助率　　：　耐震診断・耐震設計 1/4、耐震改修 3/10
補助限度額　：　建築物の規模、耐震化の方法等によって異なる

◆ 土砂災害対策関係（土木部防災砂防課）

がけくずれによる住家被害の防止対策に要する費用に対し補助。
補助先　　：　市町村（一部の市町村を除く）

・ がけくずれ住家防災対策事業

がけくずれによる住家の被害を防ぐため、市町村の防災事業（擁壁や法面工事等）に要する工事費に対しての補助
補助率　　：　県 1/2 以下、市町村 1/4 以上
補助限度額　：　予算の範囲内

・ 土砂災害特別警戒区域内における住宅建替時等の支援制度

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内で住宅の建て替え等を行う際に必要となる防護壁等の費用の一部を補助
補助率　　：　県 1/2 以下、個人 1/4 以上
補助限度額　：　252 万円/戸

◆ 中小企業耐震診断等支援事業費補助金（商工労働部商工政策課）

南海トラフ地震に備えるため、県内の中小企業者（製造業）の耐震診断等に要する費用を助成することで、従業員等の命を守るとともに早期復旧につなげる
補助要件：　耐震診断及び耐震設計の内容に関し、四国耐震診断評定委員会等の評定を受け、適切と評価を受けること
補助先：県内で製造業を営む中小企業者であって、BCP を策定しているもの
国制度「住宅・建築物安全ストック形成事業」活用

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物の耐震診断及び設計に要する費用
補助率　　：　2/3
補助限度額
耐震診断　：　133.3 万円（第三者機関の判定等に必要な経費を 100 万円まで加算可能）
耐震改修・建替　設計
：　200 万円

◆ 隣保館施設整備事業（子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課）

市町村が設置運営する隣保館の施設整備費に要する経費
（創設、増築、増改築、改築、拡張、大規模修繕）
補助先：　市町村（高知市除く）

施設整備費、工事事務費
補助率　　：　国 1/2 以内、県 1/4 以内
補助限度額　：　予算の範囲内

◆ 医療施設関係（健康政策部保健政策課）

大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震整備を行い、地震発生時における適切な医療提供体制の維持を図る
補助先：　医療施設

・ 医療施設耐震診断等支援事業

国制度「住宅・建築物安全ストック形成事業」活用
昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された病院建物の耐震診断及び設計に要する経費
診断、耐震補強設計の場合は四国耐震診断評定委員会の評定を受けること
補助率　　：　2/3
補助限度額　：　あり

・ 医療施設耐震整備事業

国制度「医療施設提供体制施設整備交付金」活用
IS値が 0.3 未満の病院建物の新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費
補助率　　：　50/100
補助限度額　：　あり

・ **医療施設耐震化促進事業**

国制度「住宅・建築物安全ストック形成事業」活用
IS値が 0.6 未満の病院建物の耐震改修又は建替えに要する工事費又は工事請負費
補助率　　：　23/100 以内
補助限度額　：　あり

・ **医療施設耐震対策緊急促進事業**

国制度「住宅・建築物防災力緊急促進事業」活用
防災拠点建築物又は大規模建築物の耐震診断、設計及び耐震改修又は建替えに要する経費
補助率　　耐震診断事業　　：　10/10
　　耐震改修設計事業　：　10/10
　　耐震化工事　　：　4/5
　　※建築物の規模、耐震化の方法等によって異なる。
補助限度額　：　あり

別添資料3　公開されている耐震改修促進計画関連ホームページ（R8年4月時点）

高知県のホームページ

- **高知県防災マップ**
  高知県内の自然災害に対するリスクを可視化したマップ
  http://bousaimap.pref.kochi.lg.jp/

- **南海トラフ地震に備えるポータルサイト**
  想定される地震や地震に備える方法、各種補助制度等に関する情報
  https://www.pref.kochi.lg.jp/sonae-portaL2/

- **住宅耐震対策ポータルサイト**
  住宅の耐震化に関する情報
  https://www.pref.kochi.lg.jp/jyuutaku/subtop/

- **耐震診断が義務付けられている建築物に関すること**
  耐震診断が義務付けられている建築物の耐震診断結果の公表
  https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2021012700311/

  改正耐震改修促進法に係る様式
  https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/taisin_youshiki/

  補助制度（高知県建築物耐震対策緊急促進事業）について
  https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2019052800238/

- **高知県の土砂災害危険度情報**
  高知県内の土砂災害警戒区域・特別警戒区域を示した詳細なマップ
  https://d-keikai.pref.kochi.lg.jp/Index.aspx

その他のホームページ

- **重ねるハザードマップ**
  国土交通省が公開するハザードマップ
  ※沿道建築物指定道路などを閲覧することができる。
  https://disaportal.gsi.go.jp/index.html

- **耐震診断・耐震改修を実施する建築士事務所（日本建築防災協会）**
  耐震診断・耐震改修を行うための各種情報を掲載
  https://www.kenchiku-bosai.or.jp/srportal/

別添資料4　協議会組織概要

高知県既存建築物耐震対策推進協議会規約

平成 16 年 6 月 22 日
一部改正　平成 21 年 2 月 10 日
一部改正　平成 27 年 6 月 22 日
一部改正　　令和4年3月11日

第 1 章　総則

（名称）
第1条　本会は、高知県既存建築物耐震対策推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）
第2条　協議会は、県内の既存建築物に関する耐震改修を推進するため、県、市町村及び建築関係団体が連携して、既存建築物の耐震性の向上、被災建築物の応急危険度判定の実施に係る体制整備及び既存建築物のアスベスト対策の促進を行い、既存建築物の地震に対する安全性の向上と、余震による二次災害を防止することを目的とする。

（事業）
第3条　協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
(1)　木造住宅の耐震改修の促進に関すること
　ア「木造住宅耐震診断事業」の円滑な推進
　イ 住宅耐震相談窓口の整備
　ウ「住宅耐震改修技術者育成事業」の円滑な推進
　エ 木造住宅耐震診断士養成及び講習会の実施
(2)　特定建築物等の耐震改修の促進に関すること
　ア「既存建築物耐震改修促進・実施計画（高知県版）」の円滑な推進
　イ 県、市町村及び建築関係団体の相互支援・協力体制の整備
　ウ 耐震診断及び改修に関する技術者の養成及び講習会の実施
　エ 耐震診断及び改修に関する普及啓発及び相談窓口の整備
(3)　被災建築物応急危険度判定の体制整備、推進に関すること
　ア 市町村における実施体制の整備、応急危険度判定士への連絡体制の整備
　イ 県、市町村及び建築関係団体との相互支援・協力体制の整備
　ウ 全国・中四国応急危険度判定協議会等との連携
　エ 被災宅地危険度判定制度との連絡・協力体制の整備
(4)　既存建築物のアスベスト対策の促進に関すること
　ア 改修、解体によるアスベスト含有調査の周知
　イ 改修、解体によるアスベストの適切な除却事業の促進
　ウ 県、市町村及び建築関係団体の相互支援・協力体制の整備
(5)　その他協議会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章　会員

（会員の構成）
第4条　協議会の会員は、高知県、県内市町村及び建築関係団体等により構成され、別紙会員名簿のとおりとする。

第３章　役員

（役員、職務）
第5条　協議会に、次の役員を置く。
会長　１名
副会長　１名
部会長　４名　（1 部会に１名）
２　役員は、協議会において会員のうちから選任する。
３　会長は、協議会を代表し会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
５　部会長は、部会の会務を執行する。

第４章　会議

（会議）
第6条　協議会は、会長が必要に応じて召集し、その議長となる。
２　会長は、必要に応じ、協議会の会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第５章　部会

（部会）
第7条　協議会は、協議会の運営及び事業の遂行のため、「木造住宅耐震診断相談部会」、「木造住宅耐震改修技術者育成部会」、「特定建築物等耐震対策部会」及び「応急危険度判定部会」の 4 部会を設置する。
２　部会の運営に関する事項の決定並びに部会のメンバーの選任は、協議会が行う。
３　部会は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
４　部会長は、必要に応じて部会の活動内容を協議会に報告しなければならない。
５　部会の事務を処理するため、部会毎に事務局を置く。

第６章　雑則

（事務局）
第8条　協議会の事務を処理するため、高知県土木部住宅課及び建築指導課に事務局を置く。

（雑則）
第9条　この規約に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則
１　この規約は、協議会の設立の日から施行する。

附則
１　この規約は、平成 21 年 2 月 10 日から施行する。

附則
１　この規約は、平成 27 年 6 月 22 日から施行する。

附則
１　この規約は、令和4年3月11日から施行する。

高知県既存建築物耐震対策推進協議会会員名簿

○　高知県既存建築物耐震対策推進協議会

会長　　公益社団法人　高知県建築士会会長
副会長　　須崎市地震防災対策担当課長

事務局　　県住宅課
　〃　　建築指導課

建築関係団体

公益社団法人　高知県建築士会
一般社団法人　高知県建築士事務所協会
公益社団法人　日本建築家協会四国支部高知地域会
一般社団法人　高知県建設業協会建築部会
公益社団法人　高知県建設技術公社建築住宅課
全建総連　高知県建設労働組合

市町村建築(防災・住宅)担当課長

高知市	須崎市	安田町	大川村	梼原町
室戸市	四万十市	北川村	いの町	日高村
安芸市	宿毛市	馬路村	仁淀川町	津野町
香南市	土佐清水市	芸西村	佐川町	黒潮町
香美市	東洋町	本山町	越知町	大月町
南国市	奈半利町	大豊町	中土佐町	三原村
土佐市	田野町	土佐町	四万十町	

高知県関係課長

高知県　危機管理部　危機管理・防災課
　〃　　南海トラフ地震対策課
土木部　　都市計画課
　〃　　住宅課
　〃　　建築指導課

別表１　防災拠点建築物指定一覧表

計画記載日及び報告期限

計画記載番号	計画記載日	報告期限
第１号	平成 27 年８月 13 日	平成 31 年３月 31 日
第２号	平成 28 年６月 24 日	令和２年３月 31 日
第３号	平成 29 年 12 月 18 日	令和３年３月 31 日
第４号	平成 31 年３月 29 日	令和４年３月 31 日
第５号	令和２年７月 20 日	令和６年３月 31 日
第６号	令和３年３月 22 日	令和６年３月 31 日
第７号	令和４年３月 17 日	令和７年３月 31 日
第８号	令和５年４月３日	令和８年３月 31 日
第９号	令和６年３月 25 日	令和９年３月 31 日
第 10 号	令和７年４月１日	令和 10 年３月 31 日
第１１号	令和７年 12 月 15 日	令和 11 年３月 31 日
第１２号	令和８年 10 月 22 日	令和 12 年３月 31 日

計画記載番号	建築物の名称等	所在地
第1号	高知市立朝倉総合市民会館	高知市朝倉戊585番地1
第1号	高知市木村会館	高知市旭町三丁目121
第1号	高知市役所本庁舎（本庁舎、南別館を統合して建替え）	高知市本町五丁目1番45号
第1号	高知県立武道館	高知市丸ノ内1丁目8-3
第1号	安芸市役所庁舎(東庁舎、北庁舎を統合して移転建替え)	安芸市土居82-1
第1号	土佐市役所庁舎(本庁舎、西庁舎、北庁舎を統合して建替え)	土佐市高岡町甲2017-1
第1号	土佐市教育研究所	土佐市高岡町乙225
第1号	高知県立青少年センター本館	香南市野市町西野303-1
第1号	高知県立青少年センター宿泊棟	香南市野市町西野303-1
第1号	四万十市文化複合施設会館(中央公民館、働く婦人の家を統合して移転建替え)	四万十市右山五月町7番7号
第1号	幡多公設地方卸売市場	四万十市佐岡499番1
第1号	馬路村集会センターうまなび	安芸郡馬路村大字馬路443
第1号	大豊町役場庁舎	長岡郡大豊町津家1626
第1号	吾北総合支所	吾川郡いの町上八川甲1934
第1号	本川総合支所	吾川郡いの町長沢123-12
第1号	仁淀消防組合消防本部	吾川郡いの町西町1番地
第1号	仁淀消防組合吾北分署	吾川郡いの町上八川甲1934
第1号	野老野公民館	高岡郡中土佐町大野見野老野507
第1号	竹原体育館	高岡郡中土佐町大野見竹原689
第1号	大野見体育館	高岡郡中土佐町大野見吉野232
第1号	久万秋公民館	高岡郡中土佐町大野見久万秋231
第1号	神母野集落センター	高岡郡中土佐町大野見神母野1025-1
第1号	下ル川集落センター	高岡郡中土佐町大野見下ル川1435
第1号	瀬里集会所	高岡郡四万十町瀬里53-2
第1号	弘瀬集会所	高岡郡四万十町弘瀬459-3
第1号	下道集会所	高岡郡四万十町下道38-2
第1号	里川入会林総合利用センター	高岡郡四万十町里川544-3
第1号	平野集会所	高岡郡四万十町平野417-7

計画記載番号	建築物の名称等	所在地
第1号	作屋就業改善センター	高岡郡四万十町作屋479-3
第1号	「高知県南海トラフ地震時重点継続要医療支援者支援マニュアル」に位置付けられ、平成26年9月5日付けで計画記載の同意が得られた民間の病院	高知市内
第1号	「高知県災害時医療救護計画」に位置付けられ、平成27年5月13日付けで計画記載の同意が得られた民間の病院	高知市内
第1号	高知市地域防災計画に位置付けられ、平成27年4月23日に計画記載の同意が得られた民間の貸しビル	高知市内
第1号	香南市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年6月11日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香南市内
第1号	香南市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年6月11日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香南市内
第1号	香南市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年6月11日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香南市内
第1号	香南市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年6月11日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香南市内
第1号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年4月17日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第1号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年4月17日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第1号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年4月17日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第1号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年4月17日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第1号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年4月17日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第1号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年4月17日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第1号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年4月20日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第1号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年4月22日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第1号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年4月30日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第1号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年5月11日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第1号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年5月11日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第1号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年5月12日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第1号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年5月25日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第1号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年5月28日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第1号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年6月15日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第1号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年6月15日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第1号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年6月15日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第1号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年6月15日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第1号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年6月15日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内

計画記載番号	建築物の名称等	所在地
第1号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年6月15日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第1号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年6月15日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月18日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月18日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月18日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月18日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月18日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月18日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月18日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月18日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月18日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月18日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月18日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月18日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月18日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月18日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月18日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月19日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月19日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月19日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月19日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月19日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月19日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月19日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月19日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月19日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月19日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内

計画記載番号	建築物の名称等	所在地
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月19日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月19日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年10月10日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年10月10日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年10月10日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年10月10日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年10月10日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年10月10日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年10月10日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年10月10日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年10月10日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年10月10日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年10月10日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年10月10日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年10月10日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年10月10日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年10月10日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年10月10日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年10月10日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年10月10日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年10月10日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第1号	災害時等における施設利用の協力に関する協定を市町村と締結し、平成27年3月17日に計画記載の同意が得られた民間の宿泊施設等	黒潮町内
第2号	香南市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年8月24日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香南市内
第2号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年6月19日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第2号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年6月19日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第2号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月8日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内

計画記載番号	建築物の名称等	所在地
第2号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月13日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第2号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月13日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第2号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月13日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第2号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月13日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第2号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月13日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第2号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月13日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第2号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月13日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第2号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月13日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第2号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月14日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第2号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月14日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第2号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月17日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第2号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月17日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第2号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月17日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第2号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月17日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第2号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月17日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第2号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月17日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第2号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月23日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第2号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月23日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第2号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月27日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第2号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月30日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第2号	南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年8月28日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
第2号	南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年9月4日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
第2号	南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年9月14日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
第2号	南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年10月15日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
第2号	南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年10月15日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
第2号	南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年11月7日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
第2号	南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年11月11日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
第2号	南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年11月16日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内

計画記載番号	建築物の名称等	所在地
第2号	南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年11月26日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
第2号	土佐市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年12月11日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	土佐市内
第2号	土佐市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年12月25日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	土佐市内
第2号	北川村地域防災計画に位置付けられ、平成27年12月25日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	北川村内
第2号	北川村地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年12月25日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	北川村内
第2号	大豊町地域防災計画に位置付けられ、平成27年12月24日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	大豊町内
第2号	大豊町地域防災計画に位置付けられ、平成27年12月24日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	大豊町内
第2号	大豊町地域防災計画に位置付けられ、平成28年1月12日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	大豊町内
第2号	大豊町地域防災計画に位置付けられ、平成28年1月12日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	大豊町内
第2号	大豊町地域防災計画に位置付けられ、平成28年1月14日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	大豊町内
第2号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成27年8月5日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第2号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成27年8月5日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第2号	梼原町地域防災計画に位置付けられ、平成28年3月8日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	梼原町内
第2号	梼原町地域防災計画に位置付けられ、平成28年3月8日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	梼原町内
第2号	梼原町地域防災計画に位置付けられ、平成28年3月11日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	梼原町内
第3号	須崎市立吾桑公民館	須崎市吾桑井郷乙497-1
第3号	土佐清水市立布福祉センター	土佐清水市布1160番3
第3号	高知市地域防災計画に位置付けられ、平成28年12月19日に計画記載の同意が得られた民間の集会場、貸しビル	高知市内
第3号	高知市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成29年2月8日に計画記載の同意が得られた民間のホテル	高知市内
第3号	香南市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成29年6月15日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香南市内
第3号	香南市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成29年6月15日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香南市内
第3号	香南市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成29年6月15日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香南市内
第3号	香美市地域防災計画に位置付けられ、平成28年5月31日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第3号	香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成29年6月26日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
第3号	土佐町地域防災計画に位置付けられ、平成29年3月1日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	土佐町内
第3号	四万十町地域防災計画に位置付けられる予定で、平成29年6月23日に計画記載の同意が得られた民間の事務所・集会場	四万十町内
第3号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成29年6月29日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第3号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成29年6月29日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内

計画記載番号	建築物の名称等	所在地
第4号	下長谷集会所	三原村下長谷1579-4
第4号	蜷川生活改善ｾﾝﾀｰ	黒潮町蜷川802
第4号	錦野老人憩いの家	黒潮町入野5196-67
第4号	高知市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成29年12月12日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	高知市内
第4号	高知市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成29年12月20日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	高知市内
第4号	高知市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成29年12月20日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	高知市内
第4号	高知市地域防災計画に位置付けられ、平成30年12月25日に計画記載の同意が得られた民間のホテル	高知市内
第4号	南国市地域防災計画に位置づけられる予定で、平成29年9月19日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	南国市内
第4号	南国市地域防災計画に位置づけられる予定で、平成29年11月20日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	南国市内
第4号	南国市地域防災計画に位置づけられる予定で、平成30年5月23日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	南国市内
第4号	南国市地域防災計画に位置づけられる予定で、平成30年7月4日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	南国市内
第4号	南国市地域防災計画に位置づけられる予定で、平成30年12月10日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	南国市内
第4号	南国市地域防災計画に位置づけられる予定で、平成31年1月30日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	南国市内
第4号	奈半利町地域防災計画に位置づけられ、平成29年11月27日に計画記載の同意が得られた民間のホテル	奈半利町内
第4号	黒潮町地域防災計画に位置づけられ、平成29年8月24日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	黒潮町内
第4号	黒潮町地域防災計画に位置づけられ、平成29年8月24日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	黒潮町内
第4号	黒潮町地域防災計画に位置づけられ、平成29年8月24日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	黒潮町内
第4号	黒潮町地域防災計画に位置づけられ、平成29年8月24日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	黒潮町内
第5号	甲浦地区公民館	東洋町大字白浜12番地1
第5号	高知市地域防災計画に位置付けられる予定で、令和元年6月12日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	高知市内
第5号	高知市地域防災計画に位置付けられる予定で、令和元年6月12日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	高知市内
第5号	高知市地域防災計画に位置付けられる予定で、令和元年9月17日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	高知市内
第5号	高知市地域防災計画に位置付けられる予定で、令和元年12月9日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	高知市内
第5号	南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、令和2年4月27日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	南国市内
第5号	黒潮町地域防災計画に位置づけられ、令和元年12月23日に計画記載の同意が得られた民間の介護医療院	黒潮町内
第6号	高知市立西谷公民館	高知市布師田1660-1
第6号	高知市立吉原公民館	高知市鏡狩山95
第6号	高知市集落活動センター梅の木	高知市鏡梅ノ木1236-1

計画記載番号	建築物の名称等	所在地
第6号	高知市地域防災計画に位置付けられる予定で、令和2年11月19日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	高知市内
第6号	四万十町地域防災計画に位置付けられ、令和3年2月4日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
第7号	高齢者総合福祉施設「用居集いの館」	吾川郡仁淀川町用居甲361-1
第7号	名野川自然環境活用センター	吾川郡仁淀川町名野川424-2
第7号	高知市地域防災計画に位置付けられ、令和3年7月1日に計画記載の同意が得られた民間の病院	高知市内
第8号	宿毛市地域防災計画に位置付けられ、令和4年3月29日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	宿毛市内
第8号	宿毛市地域防災計画に位置付けられ、令和4年3月29日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	宿毛市内
第8号	南国市地域防災計画に位置付けられ、令和4年6月3日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	南国市内
第9号	本山町地域防災計画に位置付けられ、令和5年10月23日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	本山町内
第9号	高知市地域防災計画に位置付けられ、令和6年1月25日に計画記載の同意が得られた民間の事務所	高知市内
第10号	南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、令和6年3月10日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	南国市内
第10号	黒潮町地域防災計画に位置付けられる予定で、令和6年3月18日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	黒潮町内
第11号	本山町地域防災計画に位置付けられる予定で、令和7年10月8日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	本山町内
第12号	本山町地域防災計画に位置付けられる予定で、令和8年5月8日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	本山町内
第12号	南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、令和8年5月28日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	南国市内

別表２　沿道建築物　指定道路一覧表

計画記載日及び報告期限

計画記載番号	計画記載日	報告期限
第１号	平成 27 年８月 13 日	平成 31 年３月 31 日
第２号	平成 27 年 11 月 24 日	平成 31 年３月 31 日
第３号	平成 28 年６月 24 日	令和２年３月 31 日
第４号	令和８年４月１日	令和 12 年３月 31 日
（参考）大豊町指定	令和元年 11 月	令和６年３月 31 日

計画記載番号	路線番号	路線名	起点	終点
第1号	1 -001	国道33号	升形交差点	～ 仁淀川町橘（橘防災事業の起点） （いの町枝川の高知西バイパスとの交差点～同波川の県道39号土佐伊野線との交差点を除く） ※横畠トンネルの開通に伴い現越知町道旧33号横倉立花線に該当する区間を指定解除 ※国道33号高知西バイパス開通に伴い鎌田IC～県道39号と県道299号との交差点を指定解除
第1号	1 -002	県道38号高知土佐線	国道33号との交差点	～ 国立病院機構高知病院
第1号	1 -003	県道302号長者佐川線	国道33号との交差点	～ 町道青去2号線との交差点
第1号	1 -004	佐川町道青去2号線	県道302号長者佐川線との交差点	～ 高北病院
第2号	2 -001	国道32号	南国IC	～ 高知市介良の国道55号との交差点
第2号	2 -002	県道384号北本町領石線	県道256号久礼田笠ノ川線との交差点	～ 南国市道南国122号線との交差点
第2号	2 -003	南国市道南国122号線	県道384号北本町領石線との交差点	～ 高知大学医学部
第2号	2 -004	県道376号高知南インター線	高知南IC	～ 高知新港入口
第2号	2 -005	県道14号春野赤岡線	高知新港入口	～ 県道35号桂浜宝永線との交差点
第2号	2 -006	県道35号桂浜宝永線	県道14号春野赤岡線との交差点	～ 県道278号弘岡下種崎線との交差点
第2号	2 -007	県道278号弘岡下種崎線	県道35号桂浜宝永線との交差点	～ 高知市道三里347号線との交差点
第2号	2 -008	高知市道三里347号線	県道278号弘岡下種崎線との交差点	～ 海里マリン病院
第2号	2 -009	国道55号 （一般国道の自動車専用道路以外のもの）	高知市介良の国道32号との交差点	～ 東洋町　徳島県境 （香南のいちIC～芸西西IC、 芸西村道江尻線との交差点 ～県道216号羽尾琴浜線との交差点、 県道12号安田東洋線との交差点 ～県道206号西谷田野線との交差点、 田野病院前 ～国道493号との交差点、 室戸市道羽根本線との西側交差点 ～室戸市道羽根本線との東側交差点、 農免崎山傍士線との交差点 ～室戸市道岩戸元線との交差点 を除く）
第2号	2 -010	県道45号南国インター線	国道55号との交差点	～ 南国市道旧農協病院線との交差点
第2号	2 -011	南国市道旧農協病院線	県道45号南国インター線との交差点	～ 中央東土木事務所
第2号	2 -012	県道13号高知空港線	国道55号との交差点	～ 高知龍馬空港
第2号	2 -013	県道240号遠崎野市線	国道55号との交差点	～ 県道234号土佐山田野市線との交差点
第2号	2 -014	県道234号土佐山田野市線	県道240号遠崎野市線との交差点	～ 高知県立青少年センター
第2号	2 -015	香南市道馬袋線	国道55号との交差点	～ 香南市道野地横井線との交差点
第2号	2 -016	香南市道野地横井線	香南市道馬袋線との交差点	～ 県道231号山川野市線との交差点
第2号	2 -017	県道231号山川野市線	香南市道野地横井線との交差点	～ 野市中央病院
第2号	2 -018	安芸市道妙見刑部線	国道55号との交差点	～ 安芸市総合運動場
第2号	2 -019	県道29号安芸物部線	国道55号との交差点	～ あき総合病院

計画記載番号	路線番号	路線名	起点		終点
第2号	2 -020	県道202号椎名室戸線	国道55号との西側交差点	～	室戸市道室戸広域公園線との交差点
第2号	2 -021	室戸市道室戸広域公園線	県道202号椎名室戸線との交差点	～	室戸広域公園
第2号	2 -022	国道56号（窪川佐賀道路、中村宿毛道路以外のもの）	県道36号高知南環状線との交差点 四万十町中央IC	～ ～	土佐IC 宿毛市　愛媛県境 （国道321号との交差点～宿毛市道大道車岡線との交差点、平田IC～宿毛市与市明トンネル南側坑口を除く） ※バイパスの開通に伴い、現黒潮町道大方線に該当する部分を指定解除する
第2号	2 -023	県道36号高知南環状線	高知市春野町弘岡中の国道56号との交差点	～	春野総合運動公園 （高知市道春野町511号線との交差点～県道37号高知春野線との交差点を除く）
第2号	2 -024	四万十町道山手線	国道56号との交差点 四万十町北琴平町の県道19号窪川船戸線との交差点	～ ～	四万十町根元原の県道19号窪川船戸線との交差点 四万十町道宮ノ越線との交差点
第2号	2 -025	県道19号窪川船戸線	四万十町根元原の四万十町道山手線との交差点	～	四万十町北琴平町の四万十町道山手線との交差点
第2号	2 -026	四万十町道宮ノ越線	四万十町道山手線	～	四万十町道香月が丘西本通線との交差点
第2号	2 -027	四万十町道香月が丘西本通線	四万十町道宮ノ越線との交差点	～	四万十町四万十緑林公園
第2号	2 -028	県道325号上ノ加江窪川線	国道56号との交差点	～	くぼかわ病院
第2号	2 -029	四万十市道古津賀中央線	国道56号との交差点	～	幡多土木事務所
第2号	2 -030	国道439号	国道56号との交差点	～	四万十市道旭通線との交差点
第2号	2 -031	四万十市道旭通線	国道439号との交差点	～	四万十市民病院
第2号	2 -032	宿毛市道大道車岡線	国道56号との交差点	～	幡多けんみん病院
第2号	2 -033	県道353号橋上平田線	国道56号との交差点	～	宿毛市総合運動公園
第2号	2 -034	国道321号	国道56号との交差点	～	土佐清水総合公園 （土佐清水市道小方長野線との交差点～県道21号土佐清水宿毛線との交差点、土佐清水市道鍵掛灘山線との北側交差点～土佐清水市道鍵掛灘山線との南側交差点を除く）
第3号	3 -001	国道195号（あけぼの街道）	国道195号（あけぼの街道）の高知市と南国市の市境	～	県道31号前浜植野線との交差点
第3号	3 -002	県道31号前浜植野線	国道195号（あけぼの街道）との交差点	～	香美市道楠目1号線との交差点
第3号	3 -003	香美市道楠目1号線	県道31号前浜植野線との交差点	～	国道195号との交差点
第3号	3 -004	国道195号	香美市道楠目1号線との交差点	～	香美市　徳島県境
第3号	3 -005	県道256号久礼田笠ノ川線	国道32号の交差点	～	県道384号北本町領石線との交差点
第3号	3 -006	県道31号前浜植野線	国道32号との交差点（道の駅　南国風良里）	～	南国市道双葉台植野線との交差点
第3号	3 -007	南国市道双葉台植野線	県道31号前浜植野線との交差点	～	南国市道蛍が丘1号線との交差点
第3号	3 -008	南国市道蛍が丘1号線	南国市道双葉台植野線との交差点	～	株式会社アスティス
第3号	3 -009	南国市道南国129号線	国道55号との交差点	～	南国市道市役所東工業線との交差点

計画記載番号	路線番号	路線名	起点		終点
第3号	3 -010	南国市道市役所東工業線	南国市道南国129号線との交差点	～	南国市道稲吉1号線との交差点
第3号	3 -011	南国市道稲吉1号線	南国市道市役所東工業線との交差点	～	南国市役所
第3号	3 -012	南国広域農道	国道55号との交差点	～	県道14号春野赤岡線との交差点
第3号	3 -013	県道14号春野赤岡線	南国広域農道との交差点	～	南国市道久枝十市線との交差点
第3号	3 -014	南国市道久枝十市線	県道14号春野赤岡線との交差点	～	南国市と高知市の市境
第3号	3 -015	県道14号春野赤岡線（旧道）	南国市と高知市の市境	～	県道14号春野赤岡線（現道）との交差点（高知市池）
第3号	3 -016	県道14号春野赤岡線（現道）	県道14号春野赤岡線（旧道）との交差点（高知市池）	～	高知新港入口
第3号	3 -017	県道234号土佐山田野市線	高知県立青少年センター	～	香美市役所本庁舎
第3号	3 -018	香南市道坂本父養寺線	高知県立青少年センター	～	県道22号龍河洞公園線との交差点
第3号	3 -019	県道22号龍河洞公園線	香南市道坂本父養寺線との交差点	～	香南市役所本庁舎
第3号	3 -020	香南市道野地中ノ村線	香南市道野地横井線との交差点	～	香南市道岩田ヤシキ中ノ村線との交差点
第3号	3 -021	香南市道岩田ヤシキ中ノ村線	香南市道野地中ノ村線との交差点	～	県道30号香北赤岡線との交差点
第3号	3 -022	県道30号香北赤岡線	香南市道野地中ノ村線との交差点	～	県道230号稗地中村線との交差点
第3号	3 -023	県道230号稗地中村線	県道30号香北赤岡線との交差点	～	県道221号奥西川岸本線との交差点
第3号	3 -024	県道221号奥西川岸本線	県道230号稗地中村線との交差点	～	陸上自衛隊高知駐屯地
第3号	3 -025	国道55号	芸西西IC	～	芸西村道江尻線との交差点
第3号	3 -026	芸西村道江尻線	国道55号との交差点	～	芸西村道西分線との交差点
第3号	3 -027	芸西村道西分線	芸西村道江尻線との交差点	～	芸西村道桜ヶ池線との交差点
第3号	3 -028	芸西村道桜ヶ池線	芸西村道西分線との交差点	～	県道216号羽尾琴浜線との交差点
第3号	3 -029	県道216号羽尾琴浜線	芸西村道桜ヶ池線との交差点	～	国道55号の交差点
第3号	3 -030	安田町道安田隆見線	国道55号との交差点	～	安田町役場
第3号	3 -031	県道12号安田東洋線	国道55号との交差点	～	馬路村道五味有ノ木線との交差点 ※明神口トンネルの開通に伴い 県道12号線迂回路の区間を指定解除
第3号	3 -032	馬路村道五味有ノ木線	県道12号安田東洋線との交差点	～	馬路村役場
第3号	3 -033	安田町道東西島線	県道12号安田東洋線との交差点	～	安田町道東島与床線との交差点
第3号	3 -034	安田町道東島与床線	安田町道東西島線との交差点	～	安田町道西ノ久保野田川線との交差点
第3号	3 -035	安田町道西ノ久保野田川線	安田町道東島与床線との交差点	～	安田町道沖ノ沢線との交差点
第3号	3 -036	安田町道沖ノ沢線	安田町道西ノ久保野田川線との交差点	～	安田町道沖ノ沢薬師堂線との交差点
第3号	3 -037	安田町道沖ノ沢薬師堂線	安田町道沖ノ沢線との交差点	～	広域農道東島線との交差点
第3号	3 -038	広域農道東島線	安田町道沖ノ沢薬師堂線との交差点	～	田野町道立岡桃山線との交差点
第3号	3 -039	田野町道立岡桃山線	広域農道東島線との交差点	～	県道206号西谷田野線との交差点

計画記載番号	路線番号	路線名	起点		終点
第3号	3 -040	県道206号西谷田野線	田野町道立岡桃山線との交差点	～	国道55号との交差点
第3号	3 -041	田野町道中央線	国道55号との交差点	～	田野町役場
第3号	3 -042	県道206号西谷田野線	田野町道立岡桃山線との交差点	～	農道野友加茂線との交差点
第3号	3 -043	農道野友加茂線	県道206号西谷田野線との交差点	～	国道493号との交差点
第3号	3 -044	国道493号	農道野友加茂線との交差点	～	北川村道東野友線との交差点
第3号	3 -045	北川村道東野友線	国道493号の交差点	～	北川村役場
第3号	3 -046	国道493号	北川村道東野友線との交差点 北川奈半利道路との交差点	～	野友IC 国道55号との交差点
第3号	3 -047	奈半利町道役場前線	国道55号との交差点	～	奈半利町役場
第3号	3 -048	室戸市道羽根本線	国道55号との西側交差点	～	国道55号との東側交差点
第3号	3 -049	農免崎山傍士線	国道55号との交差点	～	室戸市道向江自然の家線との交差点
第3号	3 -050	室戸市道向江自然の家線	農免崎山傍士線との交差点	～	室戸市道岩戸元線との交差点
第3号	3 -051	室戸市道岩戸元線	室戸市道向江自然の家線との交差点	～	国道55号の交差点
第3号	3 -052	県道202号椎名室戸線	室戸市道室戸広域公園線との交差点	～	国道55号との東側交差点
第3号	3 -053	東洋町道生見10号線	国道55号との交差点	～	東洋町役場
第3号	3 -054	県道44号高知北環状線	国道33号との交差点（高知市西塚ノ原）	～	高知赤十字病院
第3号	3 -055	国道33号	升形交差点	～	グランド通交差点
第3号	3 -056	高知市道高知街12号線	国道33号との交差点（グランド通）	～	高知市道高知街2号線の交差点
第3号	3 -057	高知市道高知街2号線	高知市道高知街12号線との交差点	～	高知県庁本庁舎
第3号	3 -058	高知市道高知街2号線	高知市道高知街12号線との交差点	～	高知市道高知街10号線との交差点
第3号	3 -059	高知市道高知街10号線	高知市道高知街2号線の交差点	～	高知市道高知街8号線の交差点
第3号	3 -060	高知市道高知街8号線	高知市道高知街10号線との交差点	～	高知市道高知街86号線との交差点
第3号	3 -061	高知市道高知街86号線	高知市道高知街8号線との交差点	～	高知県警察本部
第3号	3 -062	高知市道春野町511号線	県道36号高知南環状線との交差点	～	高知市道春野町594号線との交差点
第3号	3 -063	高知市道春野町594号線	高知市道春野町511号線との交差点	～	農道大津鷲尾線との交差点
第3号	3 -064	農道大津鷲尾線	高知市道春野594号線との交差点	～	県道37号高知春野線との交差点
第3号	3 -065	県道37号高知春野線	農道大津鷲尾線との交差点	～	県道36号高知南環状線との交差点
解除3	解除3 -066	国道439号	大豊IC	～	国道32号との交差点（大豊町高須） ※大豊町役場の移転に伴い指定解除
解除3	解除3 -067	国道32号	国道439号との交差点（大豊町高須）	～	大豊町役場 ※大豊町役場の移転に伴い指定解除
第3号	3 -068	国道439号	大豊IC	～	本山町道本山中央線との交差点
第3号	3 -069	本山町道本山中央線	国道439号との交差点	～	本山町道横町通り線との交差点
解除3	解除3 -070	本山町道横町通り線	本山町道本山中央線との交差点	～	本山町役場 ※本山町役場の移転に伴い指定解除

計画記載番号	路線番号	路線名	起点	終点
第3号	3 -071	国道439号	本山町道本山中央線との交差点	～ 土佐町道中村線との交差点
第3号	3 -072	土佐町道中村線	国道439号との交差点	～ 土佐町役場
第3号	3 -073	いの町道諸枝是友線	是友IC	～ いの町道ヒズメ線との交差点
第3号	3 -074	いの町道ヒズメ線	いの町道諸枝是友線との交差点	～ 伊野合同庁舎
第3号	3 -075	いの町道中沢搭ノ向線	いの町道諸枝是友線との交差点	～ 仁淀病院
第3号	3 -076	いの町道中沢塔ノ向線	仁淀病院	～ 国道33号との交差点
第3号	3 -077	国道33号	いの町道中沢塔ノ向線との交差点	～ 県道33号南国伊野線との交差点
第3号	3 -078	県道33号南国伊野線	国道33号との交差点	～ いの町道本町線との交差点
第3号	3 -079	いの町道本町線	県道33号南国伊野線	～ いの町役場本庁舎
第3号	3 -080	国道33号	国道194号との交差点	～ 県道39号土佐伊野線との交差点
第3号	3 -081	国道194号	国道33号との交差点	～ いの町　愛媛県境
第3号	3 -082	県道17号本川大杉線	国道194号との交差点	～ 大川村役場
解除3	解除3 -083	県道39号土佐伊野線	鎌田IC	～ 旧国道33号との交差点 ※高知西バイパスの開通に伴い指定解除
第3号	3 -084	県道302号長者佐川線	国道33号との交差点	～ 佐川町道東町松崎線との交差点
第3号	3 -085	佐川町道東町松崎線	県道302号長者佐川線との交差点	～ 佐川町役場
第3号	3 -086	県道298号下山越知線	国道33号との交差点	～ 越知町道中央線との交差点
第3号	3 -087	越知町道中央線	県道298号下山越知線との交差点	～ 越知町道下川窪役場前線との交差点
第3号	3 -088	越知町道下川窪役場前線	越知町道中央線との交差点	～ 越知町役場
第3号	3 -089	国道56号	土佐IC	～ 県道39号土佐伊野線との西側交差点
第3号	3 -090	県道39号土佐伊野線	国道56号との西側交差点	～ 土佐市道市民病院前線との交差点
第3号	3 -091	土佐市道市民病院前線	県道39号土佐伊野線との交差点	～ 旧土佐市防災センター
第3号	3 -092	土佐市道市民病院前線	旧土佐市防災センター	～ 土佐市民病院
第3号	3 -093	国道56号	城山トンネル東側坑口	～ 須崎市池山の県道388号吾井郷下分線との交差点
第3号	3 -094	県道388号吾井郷下分線	国道56号との交差点	～ 須崎市役所
第3号	3 -095	国道56号	須崎西IC	～ 県道388号吾井郷下分線との交差点
第3号	3 -096	県道388号吾井郷下分線	国道56号との交差点	～ 須崎市道浜町西町3号線との交差点
第3号	3 -097	須崎市道浜町西町3号線	県道388号吾井郷下分線との交差点	～ 須崎市道中町1号線との交差点
第3号	3 -098	須崎市道中町1号線	須崎市道浜町西町3号線との交差点	～ 須崎市道横町中町線との交差点
第3号	3 -099	須崎市道横町中町線	須崎市道中町1号線との交差点	～ 県道310号須崎停車場線との交差点
第3号	3 -100	県道310号須崎停車場線	須崎市道横町中町線との交差点	～ 高陵病院
第3号	3 -101	県道310号須崎停車場線	高陵病院	～ 須崎第二総合庁舎

計画記載番号	路線番号	路線名	起点	終点
第3号	3 -102	国道197号	国道56号との交差点	～ 梼原町 愛媛県境
第3号	3 -103	国道440号	国道197号との交差点	～ 梼原町 愛媛県境
第3号	3 -104	梼原町道町西路線	国道440号との交差点	～ 梼原町総合庁舎
第3号	3 -105	四万十町道高校線	四万十町道宮ノ越線との交差点	～ 県立窪川高等学校
第3号	3 -106	四万十町道宮ノ越線	四万十町道香月が丘西本通線との交差点	～ 県道19号窪川船戸線との交差点
第3号	3 -107	県道19号窪川船戸線	四万十町道宮ノ越線との交差点	～ 四万十町役場
第3号	3 -108	国道381号	国道56号との交差点	～ 四万十市 愛媛県境
第3号	3 -109	国道441号	国道439号との交差点	～ 国道381号との交差点
第3号	3 -110	四万十市道堤防廻り線	県道333号安並佐岡線との交差点	～ 国道439号との交差点
第3号	3 -111	県道333号安並佐岡線	四万十市道堤防廻り線との交差点	～ 国道439号との交差点
第3号	3 -112	国道439号	県道333号安並佐岡線との交差点	～ 県道330号中村下ノ加江線との交差点
第3号	3 -113	県道330号中村下ノ加江線	国道439号との交差点	～ 四万十市役所本庁舎
第3号	3 -114	土佐清水市道船場長野線	国道321号との交差点	～ 県道21号土佐清水宿毛線との交差点
第3号	3 -115	県道21号土佐清水宿毛線	土佐清水市道船場長野線との交差点	～ 国道321号との交差点
第3号	3 -116	土佐清水市道鍵掛灘山線	国道321号との北側交差点	～ 国道321号との南側交差点
第3号	3 -117	都市計画道路大通線	国道321号との交差点	～ 区画道路5号線との交差点
第3号	3 -118	区画道路5号線	都市計画道路大通線との交差点	～ 土佐清水市道清水山手1号線との交差点
第3号	3 -119	土佐清水市道 清水山手1号線	区画道路5号線との交差点	～ 渭南病院
第3号	3 -120	都市計画道路中央通線	都市計画道路大通線との交差点	～ 土佐清水市道天神町4号線との交差点
第3号	3 -121	土佐清水市道天神町4号線	都市計画道路中央通線との交差点	～ 土佐清水市役所
第3号	3 -122	国道56号	宿毛IC	～ 新宿毛大橋東詰
第3号	3 -123	国道56号	平田IC	～ 県道21号土佐清水宿毛線との交差点
第3号	3 -124	県道21号土佐清水宿毛線 との交差点	国道56号との交差点	～ 三原村道来栖野線との交差点
第3号	3 -125	三原村道来栖野線	県道21号土佐清水宿毛線との交差点	～ 三原村役場
第3号	3 -126	県道46号中村宿毛線	県道21号土佐清水宿毛線との交差点	～ 県道344号宗呂中村線との交差点
第3号	3 -127	県道344号宗呂中村線	県道46号中村宿毛線との交差点	～ 県道28号宿毛宗呂下川口線との交差点
第3号	3 -128	県道28号 宿毛宗呂下川口線	県道344号宗呂中村線との交差点	～ 宿毛市道添ノ川線との交差点
第3号	3 -129	宿毛市道添ノ川線	県道28号宿毛宗呂下川口線との交差点	～ 宿毛市と大月町の境
第3号	3 -130	大月町道添ノ川線	宿毛市と大月町の境	～ 農道弘見添ノ川線との交差点
第3号	3 -131	農道弘見添ノ川線	大月町道添ノ川線との交差点	～ 国道321号との交差点
第3号	3 -132	国道321号	農道弘見添ノ川線との交差点	～ 大月町道弘見中学校前線との交差点

計画記載番号	路線番号	路線名	起点		終点
第3号	3 -133	大月町道弘見中学校前線	国道321号との交差点	～	大月町役場
第4号	4 -001	国道33号	越知町道旧33号横倉立花線との交差点	～	越知町道旧33号横倉立花線との交差点
第4号	4 -002	国道33号	国道194号との交差点	～	県道299号との交差点
第4号	4 -003	県道12号安田東洋線 明神口トンネル	県道12号迂回路との交差点	～	県道12号迂回路との交差点
第4号	4 -004	安芸市県道389号	国道55号との交差点	～	安芸市役所
第4号	4 -005	土佐市県道39号	市民病院前線との交差点	～	土佐市役所
第4号	4 -006	国道56号	中土佐IC	～	中土佐町役場
第4号	4 -007	津野町道本村線	国道197号との交差点	～	津野町道春日正尺線との交差点
第4号	4 -008	津野町道春日正尺線	町道本村線との交差点	～	津野町役場
第4号	4 -009	黒潮町国道56号	黒潮町道大方線西端の交差点	～	黒潮町道大方線東端の交差点
第4号	4 -010	黒潮町道新庁舎防災広場線	国道56号との交差点	～	黒潮町役場

計画記載番号	路線番号	路線名	起点		終点
(参考)大豊町指定	大豊 -001	大豊町国道32号	新高須トンネル	～	ヨボウーシ線との交差点
(参考)大豊町指定	大豊 -002	大豊町道ヨボウーシ線	国道32号との交差点	～	大杉中央病院

別図　　沿道建築物指定位置図

詳細は、重ねるハザードマップで閲覧できます。

https://disaportal.gsi.go.jp/

この地図は、地理院地図（標準地図）を編集、加工したものを使用しています。

S = 1 : 800000

この地図は、地理院地図（標準地図）を編集、加工したものを使用しています。

S = 1 : 400000

この地図は、地理院地図（標準地図）を編集、加工したものを使用しています。

S = 1 : 400000

この地図は、地理院地図（標準地図）を編集、加工したものを使用しています。

S = 1 : 400000

この地図は、地理院地図（標準地図）を編集、加工したものを使用しています。

S = 1 : 80000

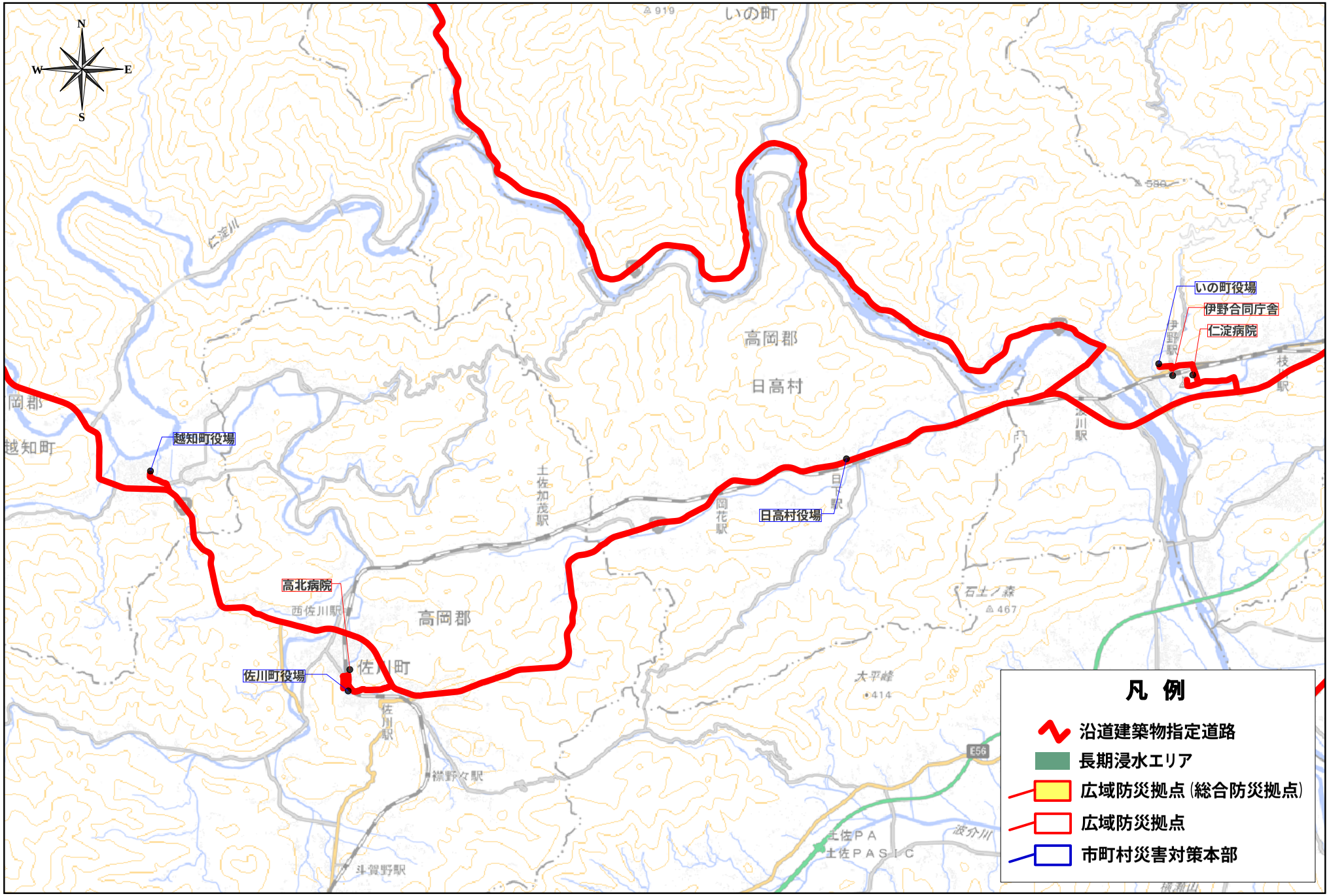

この地図は、地理院地図（標準地図）を編集、加工したものを使用しています。

S = 1 : 80000

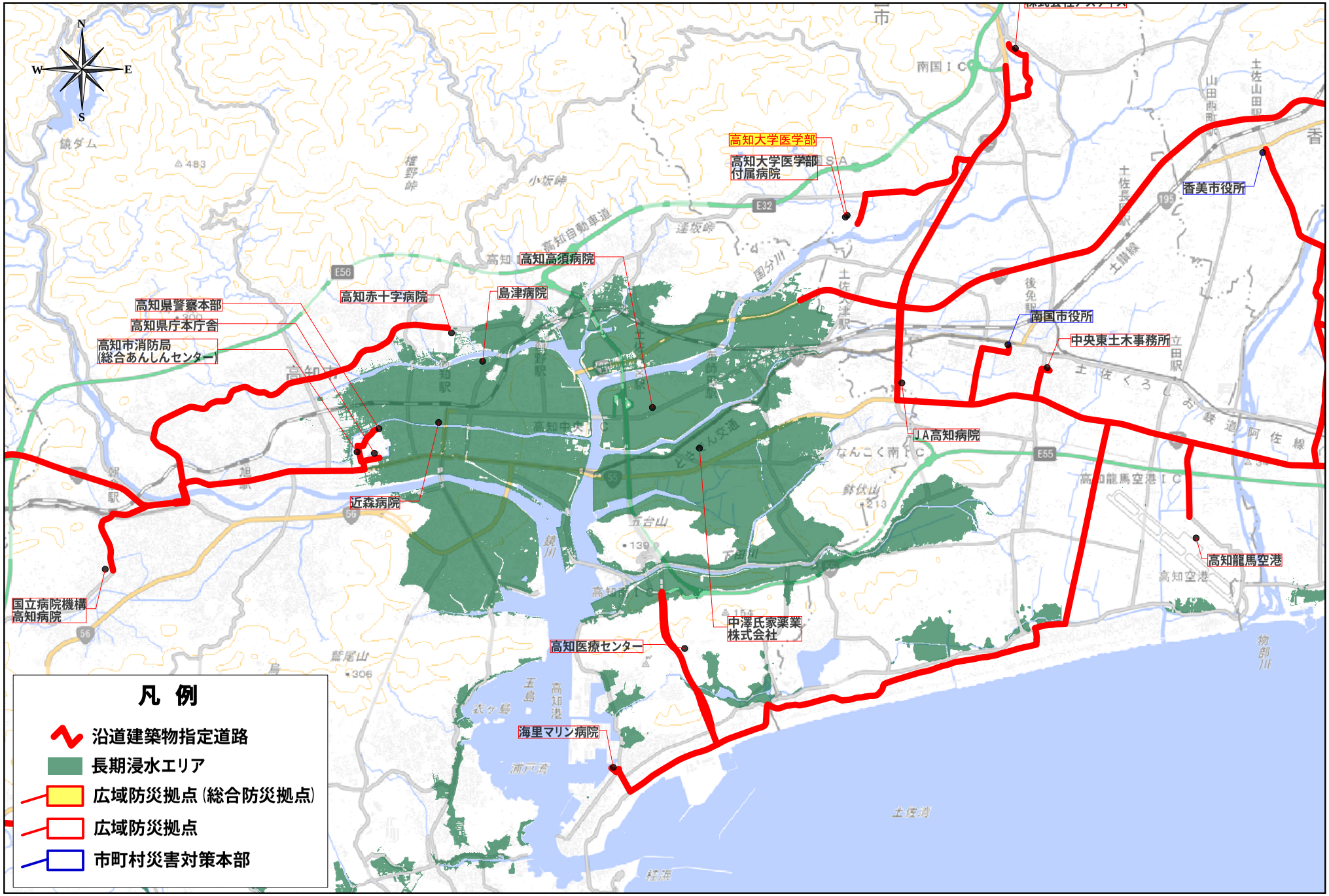

この地図は、地理院地図（標準地図）を編集、加工したものを使用しています。

S = 1 : 80000

この地図は、地理院地図（標準地図）を編集、加工したものを使用しています。

S = 1 : 90000

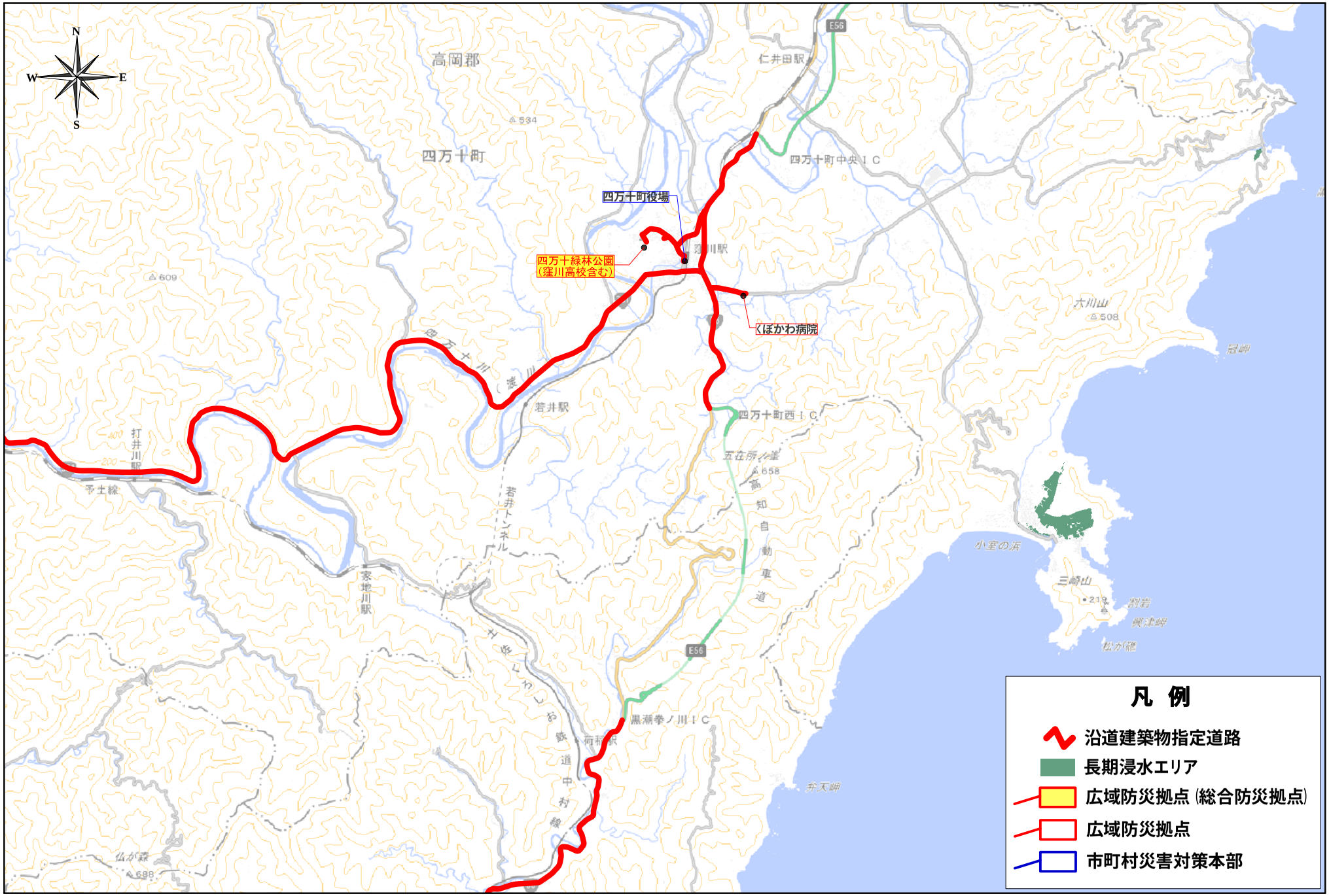

この地図は、地理院地図（標準地図）を編集、加工したものを使用しています。

S = 1 : 90000

この地図は、地理院地図（標準地図）を編集、加工したものを使用しています。

S = 1 : 90000

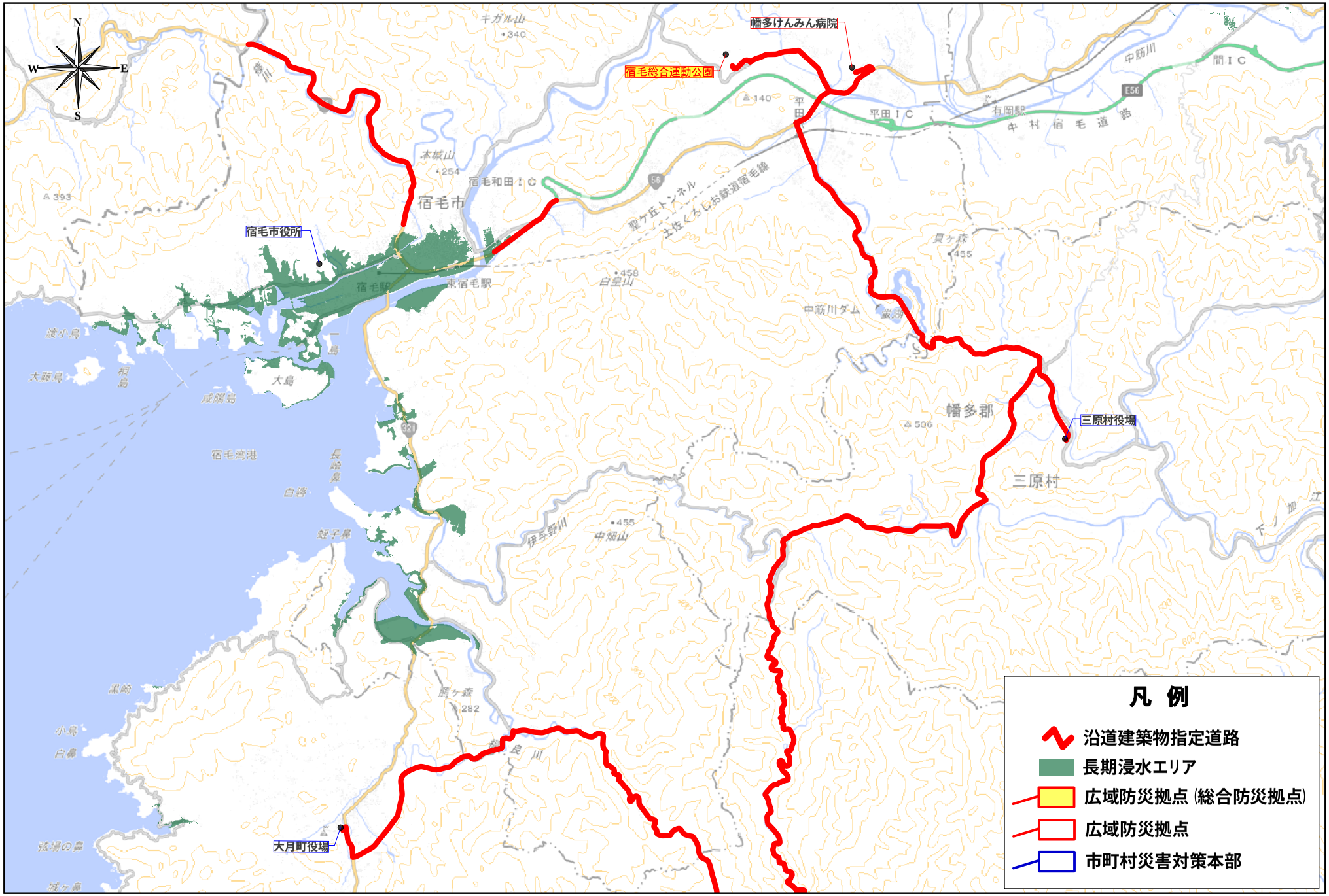

この地図は、地理院地図（標準地図）を編集、加工したものを使用しています。

S = 1 : 90000

この地図は、地理院地図（標準地図）を編集、加工したものを使用しています。

S = 1 : 90000

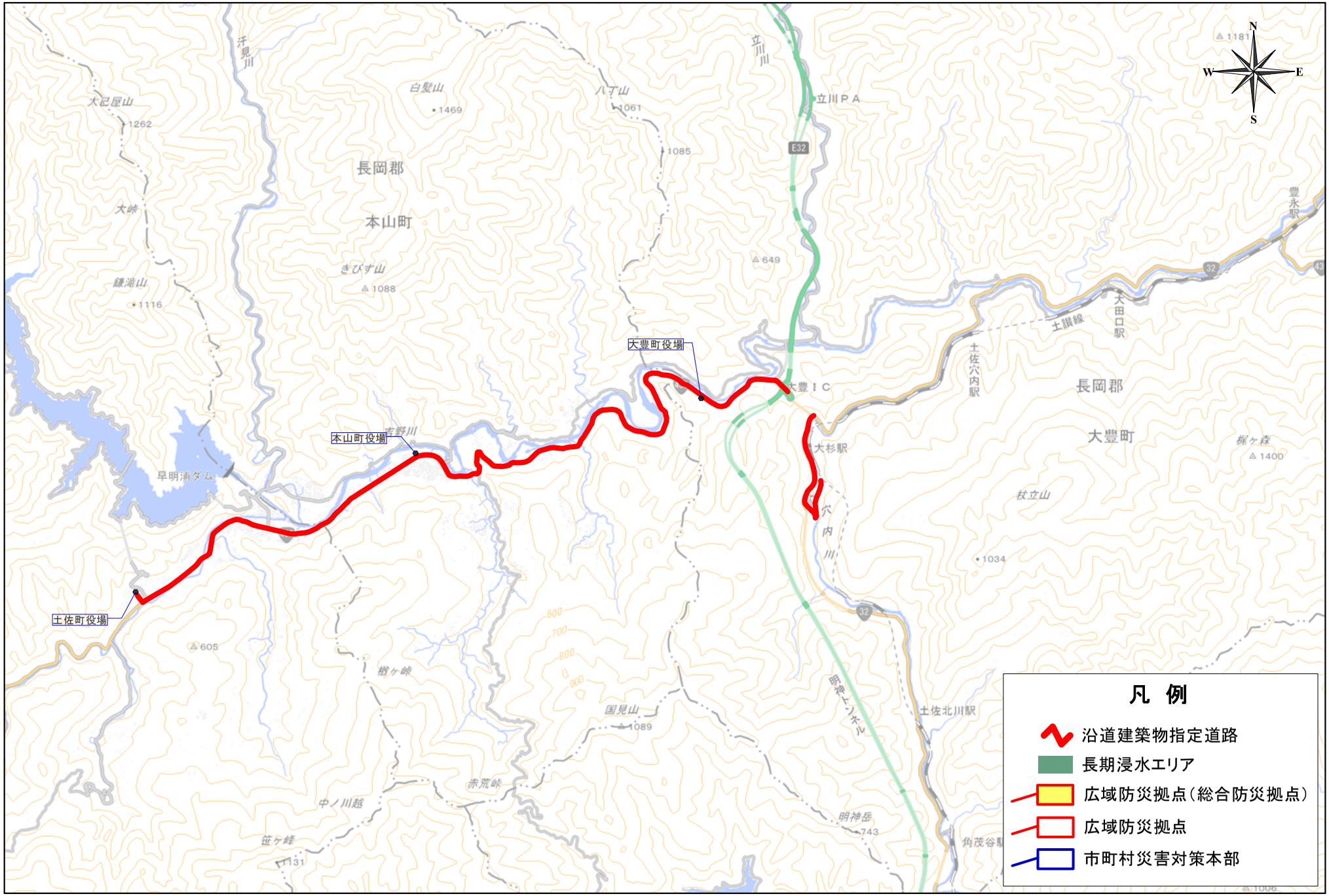

この地図は、地理院地図（標準地図）を編集、加工したものを使用しています。

S = 1 : 90000

この地図は、地理院地図（標準地図）を編集、加工したものを使用しています。

S = 1 : 90000

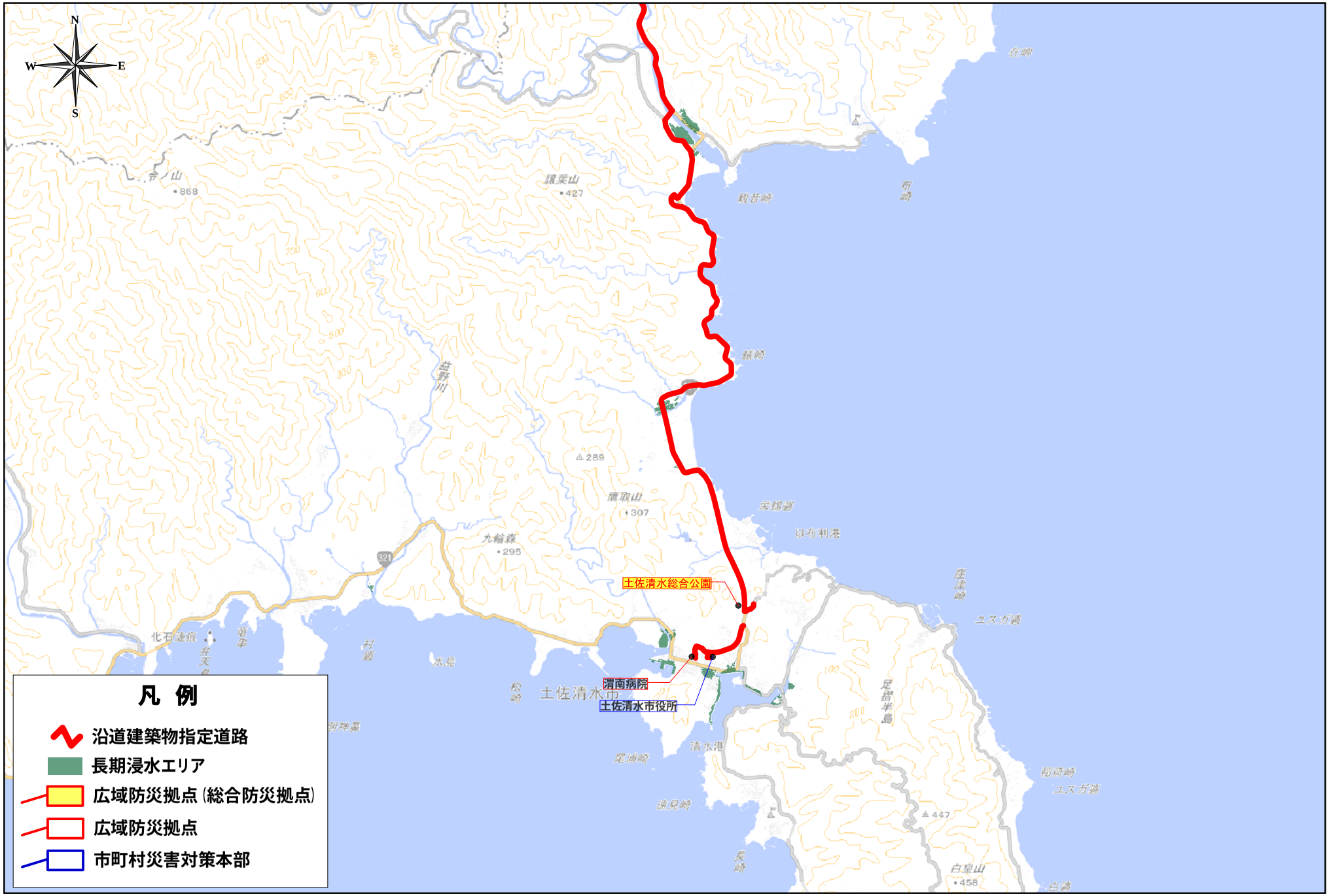

この地図は、地理院地図（標準地図）を編集、加工したものを使用しています。

S = 1 : 90000

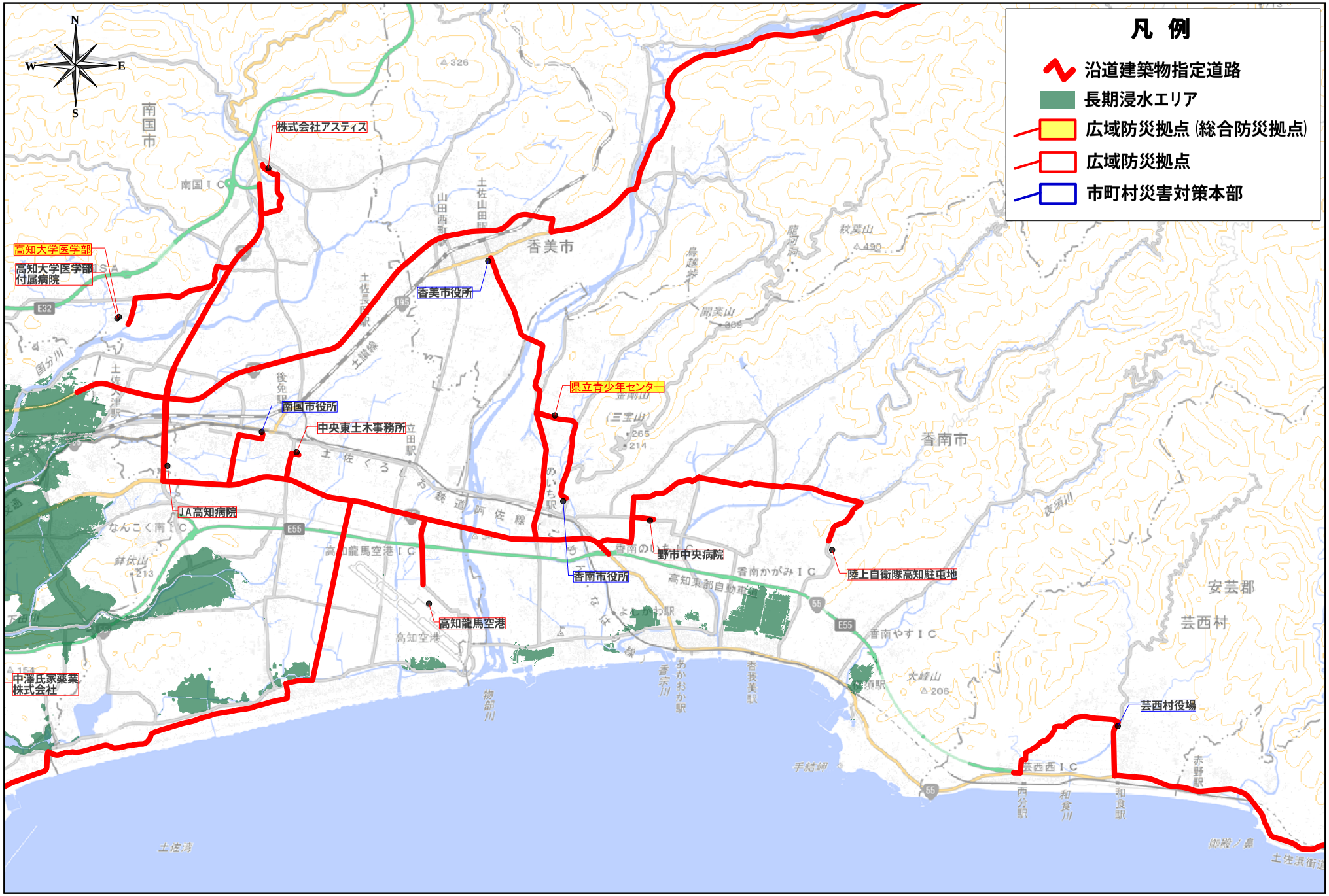

この地図は、地理院地図（標準地図）を編集、加工したものを使用しています。

S = 1 : 90000